

みずほレポート

2009年10月7日発行

ASEAN・インド自由貿易協定（AIFTA）
～その概要と ASEAN 主要国・インドへの影響～

みずほフィナンシャルグループは
「お客様のより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」
をめざします。

Channel to Discovery

本誌に関するお問い合わせ先
みずほ総合研究所株式会社 調査本部
政策調査部 主任研究員 菅原淳一
junichi.sugawara@mizuho-ri.co.jp

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、法務・貿易・投資等の助言やコンサルティング等を目的とするものではありません。また、本資料は、当社が信頼できると判断した各種資料・データ等に基づき作成されておりますが、その正確性・確実性を保証するものではありません。利用者が、個人の財産や事業に影響を及ぼす可能性のある何らかの決定や行動をとる際には、利用者ご自身の責任においてご判断ください。

要旨

1. 2009年8月13日、インドとASEAN10か国はASEAN・インド自由貿易協定(AIFTA)を締結した。同協定は、早ければ2010年1月の発効が期待されている。AIFTAにより、関税品目数ベースで80%、貿易金額ベースで75%の品目の関税が撤廃される。しかし、多くの例外品目が指定されていることなどから、AIFTAの影響については慎重に見極める必要がある。
2. インドとASEAN全体との貿易関係からみると、インドの対ASEAN輸入では、石油やパーム油が輸入品目の上位を占めているが、これらはAIFTAにおいてインドが例外品目や特別品目に指定しているものである。そのため、AIFTAによってASEANが得られる関税削減効果はその分減殺されている。しかし、これらの品目を除くと多くの品目でインドは関税削減・撤廃を約束しており、AIFTAがASEANの対印輸出に一定の効果をもたらすことが期待される。ただし、その効果は国ごと、品目ごとに異なる。
3. そこで本稿では、ASEAN諸国の中でインドとの貿易額が大きいシンガポール、マレーシア、インドネシア、タイにつき、AIFTAの影響を検討した。シンガポールとタイに関しては、すでに関税削減・撤廃が実施されているインドとの二国間取り決めとAIFTAの関係についても検討を行った。例えば、2005年8月に発効したインド・シンガポール包括的経済協力協定(印星CECA)とAIFTAの比較では、インドの対シンガポール輸入においてはAIFTAの方が印星CECAよりも自由化が進んでいるが、品目によっては印星CECAの方が有利なケースもみられた。
4. 関税を完全撤廃したシンガポールを除き、インド、マレーシア、インドネシア、タイの4か国は、いずれの国も農水産物に加え、繊維・衣類、自動車等で多くの品目を例外品目や高度センシティブ・リスト品目に指定していた。また、マレーシア、インドネシア、タイのASEAN側3か国は鉄鋼・同製品においても多くの品目を自由化の例外としていた。これらの品目で自由化が部分的なものにとどまったことは、AIFTAの効果を大きく減殺することになるとみられる。
5. インド・ASEAN間貿易に与える影響を全体としてみると、AIFTAの関税面における経済的効果は一定程度期待できるものの、それを大きく減殺する要素が含まれている。ただし、品目によっては関税が大きく引き下げられるものもあり、当該品目を扱う企業には大きなメリットが生じるものとみられる。総じてAIFTAは、特にASEANに事業を展開している日本企業にとっては、ASEAN拠点からのインド市場進出、インド・ASEAN諸国間での分業体制の見直し・事業再編の契機となりうるものとして、その活用を検討するに値するものと言えるだろう。

(政策調査部 菅原淳一)

目次

はじめに：日本企業の期待が集まるAIFTA	1
I. ASEAN・インド自由貿易協定の概要とインド側自由化約束の内容	2
1. 自由化約束	2
2. 原産地規則	5
3. インドの自由化約束	5
II. ASEAN・インド間貿易とインド側自由化約束の影響	7
1. ASEAN・インド間貿易概況	7
2. 対ASEAN貿易にみるインド側自由化約束の影響	11
III. ASEAN主要国・インド間貿易におけるAIFTAの影響	14
1. シンガポール	14
2. マレーシア	18
3. インドネシア	22
4. タイ	26
おわりに	31

はじめに：日本企業の期待が集まる AIFTA

2009年8月13日、インドとASEAN10か国は、「ASEAN諸国とインドの間の包括的経済協力に関する枠組み協定の下での物品貿易に関する協定」(ASEAN・インド自由貿易協定：AIFTA)を締結した¹。11か国がそれぞれの国内手続を経て、早ければ2010年1月に発効する見込みとなっている。

AIFTAは、2003年10月に締結された「ASEAN諸国とインドの間の包括的経済協力に関する枠組み協定」(以下、枠組み協定)²において交渉対象とされた、モノの貿易、サービス貿易、投資、経済協力のうちのモノの貿易に関する協定である。例外品目や原産地規則を巡る交渉の難航や参加各国の国内政治上の理由などから、当初予定より約4年遅れの締結となった。

枠組み協定の締結以降、日本企業のAIFTAへの関心は年々高まっていった。特に、インド・タイFTAの早期収穫措置³を活用して、タイ拠点からインド市場へ進出する、あるいは、インド・タイ間での分業体制の再編を図る日本企業が現れてからは、AIFTAが締結されればASEAN諸国・インド間で同様のことができるのではないかとの期待が高まり、AIFTAへの関心が一層強くなった。

こうした日本企業の期待が実現しうるものであるかどうかは、AIFTAの内容如何である。特に、インドがASEAN諸国に対してどの程度市場を開放したのかが重要となる。そこで本稿では、AIFTAの内容を概観し、インド及びASEAN主要国の自由化約束の内容やその影響を検討する。

¹ ['Agreement on Trade in Goods Under the Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation between the Association of Southeast Asian Nations and the Republic of India,'](#) 2009年8月13日。本協定においてAIFTAとの略称が使われているため、本稿ではこれを用いるが、政府文書等ではTIG Agreementとの表記もみられる。

² ['Framework Agreement on Comprehensive Economic Cooperation Between the Republic of India and the Association of Southeast Asian Nations,'](#) 2003年10月8日。枠組み協定の概要については、菅原(2007)参照。

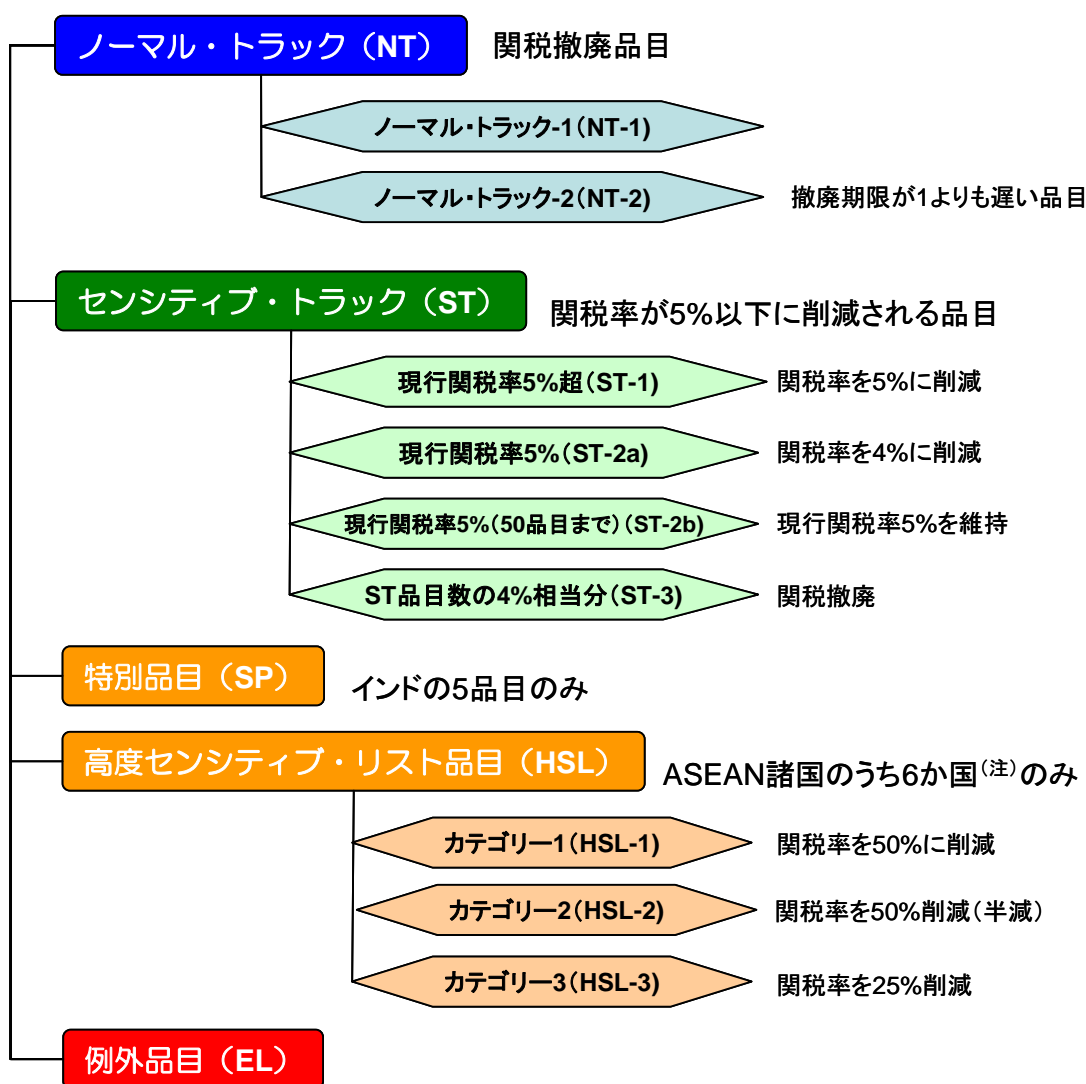
³ インド・タイ間のFTA締結に先立ち、合意された82品目について両国が相互に関税を削減・撤廃する措置。2004年9月より関税引き下げが始まり、2006年9月に関税が相互に撤廃された。

I. ASEAN・インド自由貿易協定の概要とインド側自由化約束の内容⁴

1. 自由化約束

インド政府並びにシンガポール政府の発表によれば、AIFTAにより、約 5000 の品目 (HS6 桁水準) のうち、関税品目数ベースで 80%、貿易金額ベースで 75%の品目の関税が撤廃される。関税が引き下げられる品目も含めれば、AIFTAは関税品目数ベースで 90%の品目をカバーしている⁵。

図表 1：AIFTA の関税譲許区分



(注) インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、カンボジア、ベトナム
 (資料) AIFTA よりみずほ総合研究所作成

⁴ 本章は、「ASEAN・インド自由貿易協定 (AIFTA) ～その 1：協定の概要とインド側自由化約束」(『みずほ政策インサイト』、2009年8月19日)として公表したものを一部修正したものである。

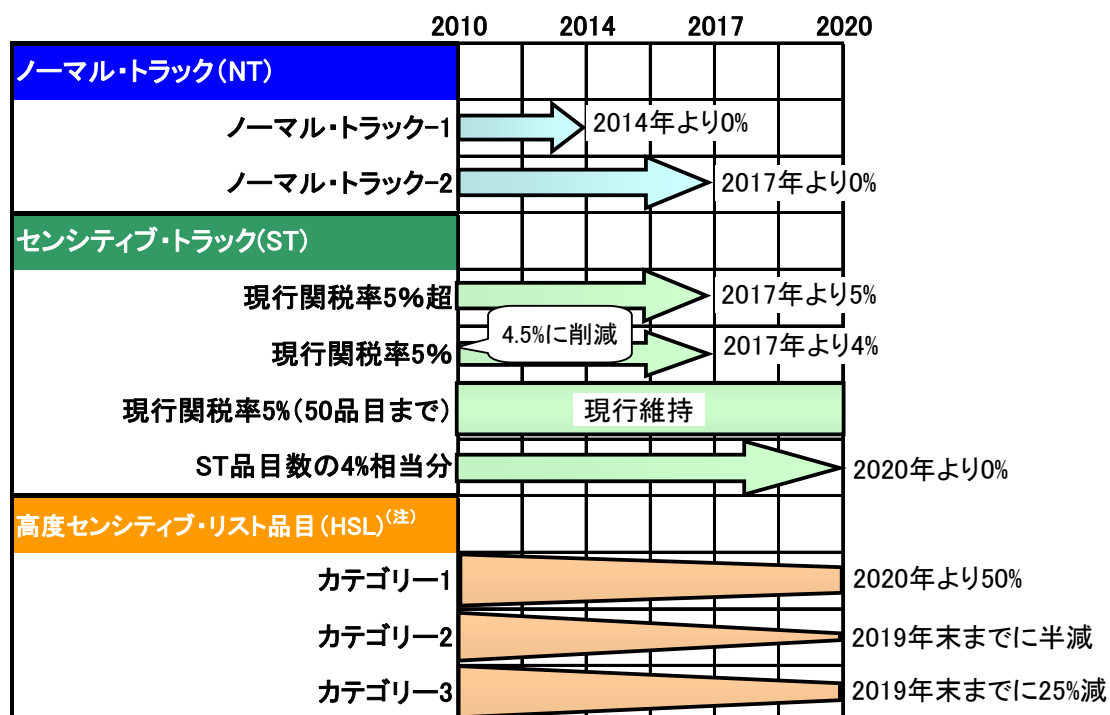
⁵ AIFTAに関するインド政府、シンガポール政府のプレスリリースによる。

AIFTAでは、インド及びASEAN10 各国はそれぞれ自国の関税品目を①ノーマル・トラック品目、②センシティブ・トラック品目、③特別品目または高度センシティブ・リスト品目、④例外品目に分類している。このうち、①ノーマル・トラック品目が関税撤廃品目、②センシティブ・トラック品目及び③特別品目または高度センシティブ・リスト品目が関税削減品目に当たる。④例外品目はAIFTAによる関税削減・撤廃から除外された品目である（図表 1）。インド政府によれば、インドの例外品目は 489 品目、関税削減品目は 590 品目であるため、残りの 4000 品目近くが関税撤廃品目ということになる。

また、関税削減・撤廃の約束（譲許）は、(1) ASEAN5（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、シンガポール、タイ）とインドの間（図表 2）、(2) フィリピンとインドの間、(3) CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）とインドの間、の 3 通りに分けられている（図表 3）。ただし、インドの譲許表は、ASEAN5 向けと CLMV 向けが共通のため、フィリピン向けとフィリピン以外の 9 개국向けの 2 通りとなっている。

なお、シンガポールは、実行関税率（最恵国待遇〔MFN〕税率）が有税である品目はビール等 6 品目（HS8 桁水準）のみとなっているが、AIFTA によってこれらの品目の関税を協定発効時に即時撤廃することになっている。したがって、AIFTA においては、シンガポールは全品目無税となる。ただし、インドとの関係においては、シンガポールは 2005 年 8 月に発効したインド・シンガポール包括的経済協力協定（印星 CECA）によってインド製品に対する関税をすでに全廃している。

図表 2：ASEAN5-インド間関税削減・撤廃スケジュール



(注) インドネシア、マレーシア、タイのみ。

(資料) 図表 1に同じ

図表 3：関税譲許区分別関税削減・撤廃スケジュール

◆ノーマル・トラック品目⁶

		ノーマル・トラック-1	ノーマル・トラック-2
ASEAN5-インド		2013年末までに関税撤廃	2016年末までに関税撤廃
フィリピン-インド		2018年末までに関税撤廃	2019年末までに関税撤廃
CLMV-インド	インド	2013年末までに関税撤廃	2016年末までに関税撤廃
	CLMV	2018年末までに関税撤廃	2021年末までに関税撤廃

◆センシティブ・トラック品目

		センシティブ・トラック：>関税率5%	センシティブ・トラック：=関税率5%	50品目までは5%を維持可
ASEAN5-インド		2016年末までに5%まで削減	協定発効時に4.5%に削減	
フィリピン-インド		2019年末までに5%まで削減	左記年限までに4%に削減	
CLMV-インド	インド	2016年末までに5%まで削減	同上	
	CLMV	2021年末までに5%まで削減	協定発効5年後に4.5%に削減 左記年限までに4%に削減	

センシティブ・トラックのうち、関税品目数で4%相当分の品目

ASEAN5-インド	2019年末までに関税撤廃
フィリピン-インド	2022年末までに関税撤廃
CLMV-インド	2024年末までに関税撤廃

◆特別品目（インドのみ）

特別品目	基準税率	特惠関税率										
		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2019年末
パーム粗油	80	76	72	68	64	60	56	52	48	44	40	37.5
パーム精製油	90	86	82	78	74	70	66	62	58	54	50	45
コーヒー	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45
紅茶	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45
胡椒	70	68	66	64	62	60	58	56	54	52	51	50

◆高度センシティブ・リスト品目（ASEAN6 か国のみ）

高度センシティブ・リスト品目		インドネシア・マレーシア・タイ	フィリピン	カンボジア・ベトナム
カテゴリー1	関税率50%にまで削減	2019年末まで	2022年末まで	2024年まで
カテゴリー2	関税率を50%削減			
カテゴリー3	関税率を25%削減			

(注) 図表 1参照。
(資料) 図表 1に同じ

⁶ マレーシア政府資料によれば、関税品目数ベースで80%、貿易金額ベースで75%のノーマル・トラック品目のうち、撤廃期限の早いノーマル・トラック-1は関税品目数ベースで71%、貿易金額ベースで72%に相当する。

2. 原産地規則

原産地規則に関しては、通常のFTA同様、完全生産品基準と実質的変更基準が採用され、実質的変更基準では関税分類変更基準と付加価値基準の併用制となっている。原則として、関税分類変更基準がHS6 桁水準（CTSH）、かつ付加価値基準（RVC）が35%以上であることが規定されている⁷。

実質的変更基準については、ASEANのFTAではHS4 桁水準（CTH）の関税分類変更基準、または付加価値基準で40%以上のいずれかの選択制を原則とすることが最近増えているが、AIFTAでは関税分類変更基準と付加価値基準の双方を同時に満たさなければならない併用制を原則とするインドのFTAにみられる原産地規則が採用されている。ただし、印星CECAの原産地規則がCTHかつRVC40%以上の併用制であったのに比べると緩和されており、AIFTA締結の6日前に締結された韓国・インド包括的経済連携協定（韓印CEPA）と同水準のものになっている⁸。

韓印CEPAでは、品目別規則により、原産地規則が原則よりも緩和されている品目もあれば、より厳格な基準となっている品目もあったが、AIFTAの品目別規則は現時点では公表されていない⁹。AIFTAを実際に活用できるかどうかの判断には、品目別規則の情報は不可欠であり、早期の公表が望まれる。

3. インドの自由化約束

インドの例外品目496品目¹⁰のうち、301品目が農水産品（HS01-24類、飲料・食料品等含む）、82品目が繊維・衣類（HS50-63類）であり、この両者で大半を占めている（図表4）。自動車等（HS87類）は26品目あり、乗用車（HS8703）は一部（雪上・ゴルフ用等）を除きすべて例外品目となっているが、韓印CEPAでは例外品目となっていた貨物自動車（HS8704）の一部や特殊車両（HS8705）がノーマル・トラック品目となっているなど、これまでのインドのFTAと比べて自由化度の高いものとなっている。一般機械・電気機器（HS84-85類）は22品目含まれているが、そのほとんどが自動車部品である。したがって、

⁷ 付加価値基準においては「AIFTA原産（AIFTA content）」という用語が用いられており、域内累積が認められている。その計算方法については、積み上げ方式（原産材料等の価額を足し上げる方式）と控除方式（非原産材料の価額を控除する方式）の双方が認められているが、各締約国がどちらか一方を選択することとされている。計算方法を他方に変更する際には、少なくとも6か月前に他の締約国に通知することが義務付けられている（AIFTA Annex 2 RULE 6 脚注）。輸入国が原産資格を検認する際には、輸出国が採用した計算方法に基づくことも合わせて規定されている。

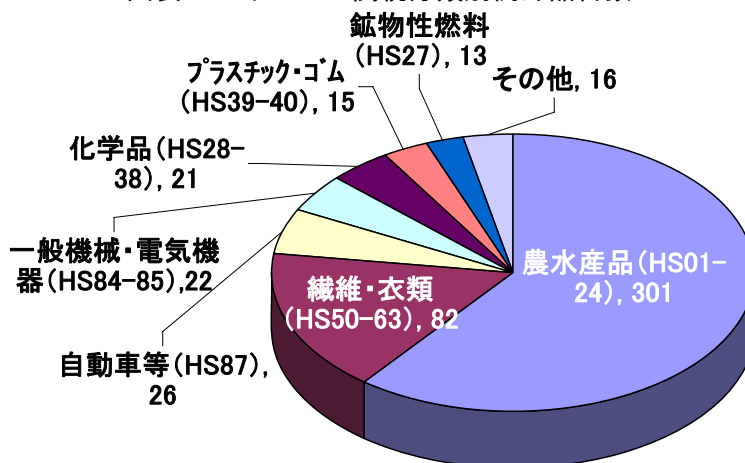
⁸ 韓印CEPAの概要については、菅原（2009b）参照。

⁹ AIFTAのAnnex 2のAppendix Bに品目別規則が掲載されることになっているが、現時点（2009年10月6日現在）では空白になっている。

¹⁰ インド政府の資料によれば、前述の通り、インドの例外品目は489品目となる。しかし、筆者がインドのASEAN5及びCLMV向け譲許表の例外品目をHS6桁水準で集計したところ、496品目となった。インドはHS8桁水準で譲許しているが、HS6桁水準で例外品目とその他の譲許区分品目が混在している場合、ここでは例外品目としてカウントした。なお、これ以後の議論はすべてインドのASEAN5及びCLMV向け譲許表を用いているため、フィリピンには当てはまらない。

自動車・同部品では約 50 品目が例外品目に指定されていることになる¹¹。鉄鋼・同製品 (HS72-73 類) では、1 品目¹²のみが例外品目となっている。

図表 4：インドの関税分類別例外品目数



(注) 数字は品目数。
(資料) 図表 1に同じ

センシティブ・トラック品目は、農水産品は 14 品目しかなく、ほとんどが鉱工業品である。鉱工業品では、繊維・衣類、化学品、プラスチック・ゴムが多くなっている。ASEAN からの輸入額が大きい一般機械、電気機器でも少なくない品目が含まれている (図表 5)。自動車等では、スクーター (250cc超 500cc以下)、自転車や、エアバッグ等一部自動車部品がセンシティブ・トラック品目となっている。

図表 5：センシティブ・トラック品目 (HS84-85 類) の例

	品目例
一般機械 (HS84)	エンジン、その他遠心ポンプ、冷蔵庫用コンプレッサ、ファン、エアコン (自動車用除く)、工業用炉、一部冷凍冷蔵庫、その他乾燥機、熱交換機、その他遠心分離器、全自動洗濯機、家庭用ミシン、プーリー、クラッチ、ガスケット
電気機器 (HS85)	その他単相交流電動機、放電管用安定器、スタティックコンバータ、フードグラインダー、点火プラグ、携帯用ランプ、電気式湯沸器、電気アイロン、コーヒーメーカー、トースター、電気アンプ、警報器、ヒューズ、放電管部分品、銅巻線、炭素ブラシ

(資料) 図表 1に同じ

AIFTA により、関税品目数の 8 割の品目につき協定発効後 7 年間で関税を撤廃することをインドが約束した意義は大きい。しかし、多くの例外品目が指定されていることなどから、AIFTA の影響については慎重に見極める必要がある。

¹¹ 各種卑金属製品 (HS83 類) に含まれる 2 品目を含む。

¹² その他鉄鋼製バネ (HS732090) である。

II. ASEAN・インド間貿易とインド側自由化約束の影響

1. ASEAN・インド間貿易概況

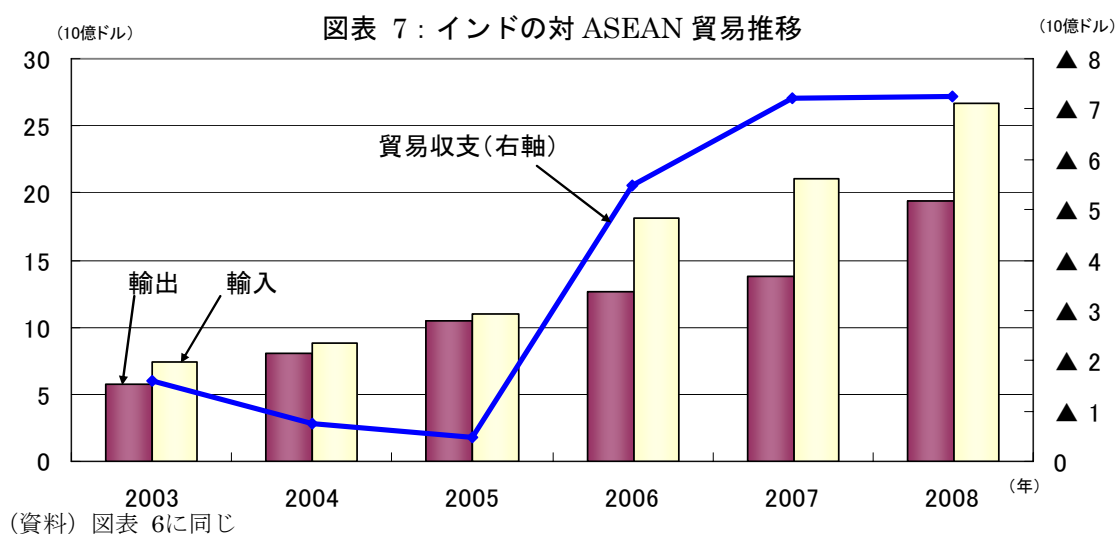
インドからみてASEANは、輸入ではEU、中国に次ぎ、輸出ではEU、米国に次ぎ、いずれも第3位の貿易相手国であり、インドの貿易総額の1割弱を占めている（2008年、図表6）。

図表 6：インドの貿易相手国・地域（2008年）

輸 入				輸 出			
順位	相手国・地域	金額	シェア	順位	相手国・地域	金額	シェア
	総計	315,712			総計	181,861	
1	中国	31,586	10.0%	1	米国	21,407	11.8%
2	米国	24,487	7.8%	2	UAE	19,097	10.5%
3	サウジアラビア	22,983	7.3%	3	中国	10,094	5.6%
4	UAE	19,419	6.2%	4	シンガポール	8,854	4.9%
5	イラン	13,791	4.4%	5	香港	6,771	3.7%
6	スイス	12,920	4.1%	6	英国	6,598	3.6%
7	ドイツ	11,419	3.6%	7	オランダ	6,529	3.6%
8	クウェート	10,751	3.4%	8	ドイツ	5,915	3.3%
9	ナイジェリア	10,125	3.2%	9	サウジアラビア	5,375	3.0%
10	豪州	9,569	3.0%	10	ベルギー	4,718	2.6%
(3)	ASEAN	26,698	8.5%	(3)	ASEAN	19,433	10.7%
(1)	EU27	44,020	13.9%	(1)	EU27	39,204	21.6%
14	日本	7,784	2.5%	13	日本	3,624	2.0%

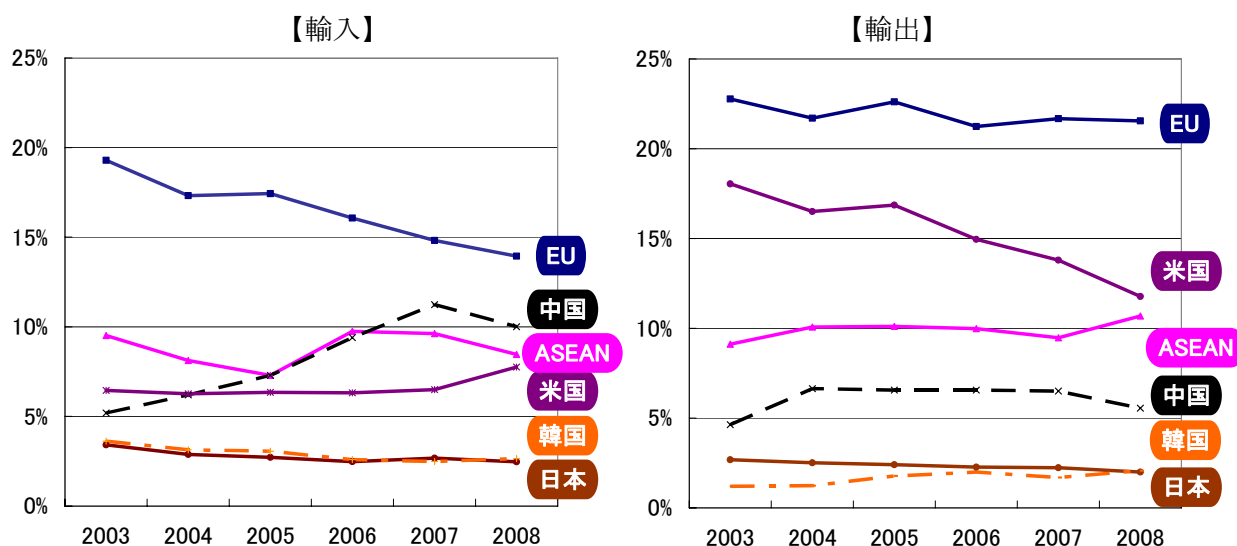
(注) 金額の単位は百万ドル。

(資料) UNComtrade よりみずほ総合研究所作成



インド・ASEAN間貿易は近年拡大し続けており、インド側統計では、2008年のインドのASEANとの貿易額は、2003年に比べて輸出入とも3倍超に増え、貿易赤字も2006年に降急増している(図表7)。ただし、インドの貿易総額自体がほぼ同様の伸びを示したため、インドの貿易におけるASEANの相対的な比重はこの間大きく変化していない(図表8)。

図表8：インドの対世界貿易に占める主要相手国・地域のシェア推移



(資料) 図表6に同じ

図表9：ASEANの貿易相手国・地域(2008年)

輸 入				輸 出			
順位	相手国・地域	金額	シェア	順位	相手国・地域	金額	シェア
	総計	831,229			総計	879,143	
1	ASEAN	215,580	25.9%	1	ASEAN	242,460	27.6%
2	日本	107,116	12.9%	2	EU25	112,948	12.8%
3	中国	106,977	12.9%	3	日本	104,872	11.9%
4	EU25	89,555	10.8%	4	米国	101,457	11.5%
5	米国	79,736	9.6%	5	中国	85,557	9.7%
6	韓国	40,784	4.9%	6	韓国	34,938	4.0%
7	豪州	17,908	2.2%	7	豪州	33,682	3.8%
8	インド	17,329	2.1%	8	インド	30,083	3.4%
9	台湾	14,116	1.7%	9	香港	16,457	1.9%
10	サウジアラビア	11,712	1.4%	10	台湾	9,838	1.1%

(注) 金額の単位は百万ドル。

(資料) ASEAN事務局資料よりみずほ総合研究所作成

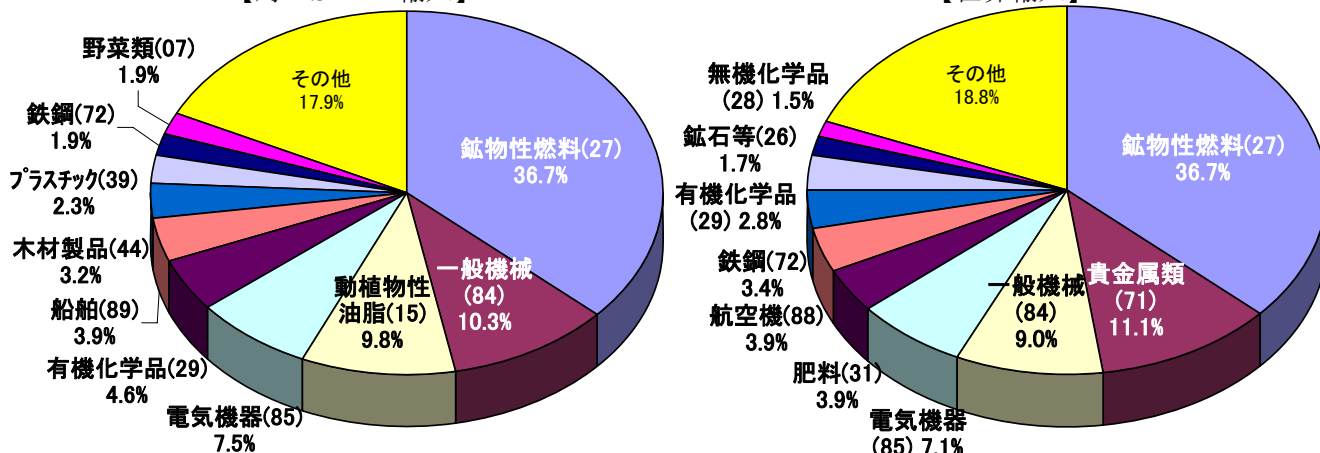
他方、ASEANからみたインドは、輸出入とも第8位に位置する貿易相手国であるが、ASEANの貿易総額の2.8%を占めるに過ぎない(2008年、図表9)。

次に、インド・ASEAN間貿易を品目別にみると、インドの輸入では、石炭・原油などの鉱物性燃料（HS27類）が4割弱を占め、約1割の一般機械（HS84類）、動植物性油脂（HS15類）がこれに続いている。これをインドの対世界輸入における品目構成と比較すると、他の主要品目が対ASEAN輸入と対世界輸入で大差ない中、対世界輸入で1割強を占める貴金属類が対ASEAN輸入では1%にも満たず、代わりに動植物性油脂が1割弱を占めているのが特徴的である¹³（図表 10）。

図表 10：インドの対 ASEAN・世界貿易（品目別、2008 年）

【対 ASEAN 輸入】

【世界輸入】

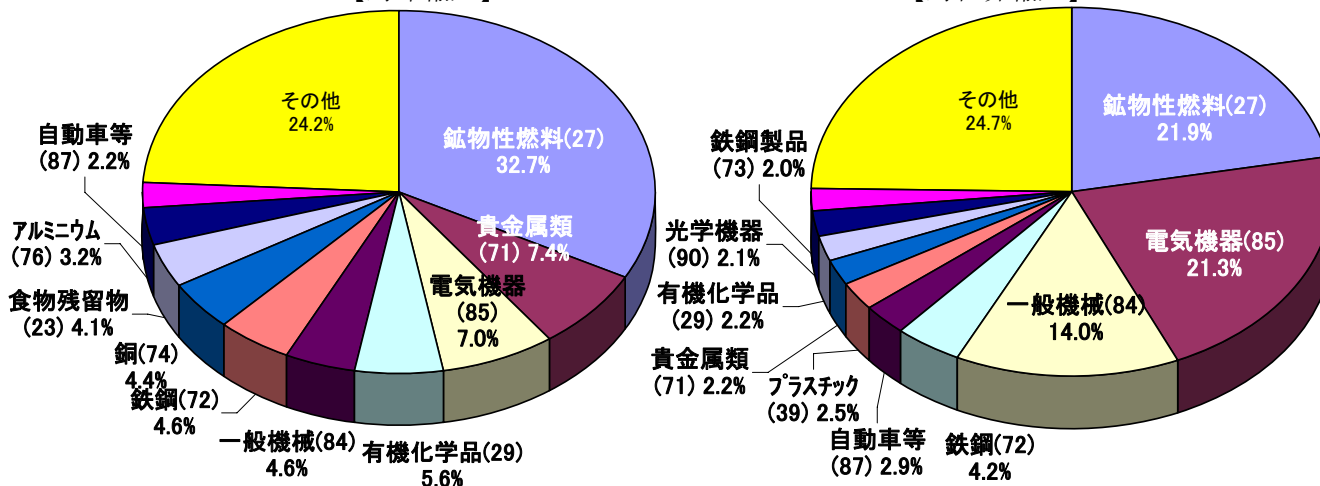


(注) HS2 桁水準（括弧内は HS コードの「類」）。
 (資料) 図表 6に同じ

図表 11：ASEAN の対印・世界貿易（品目別、2008 年）

【対印輸入】

【対世界輸入】



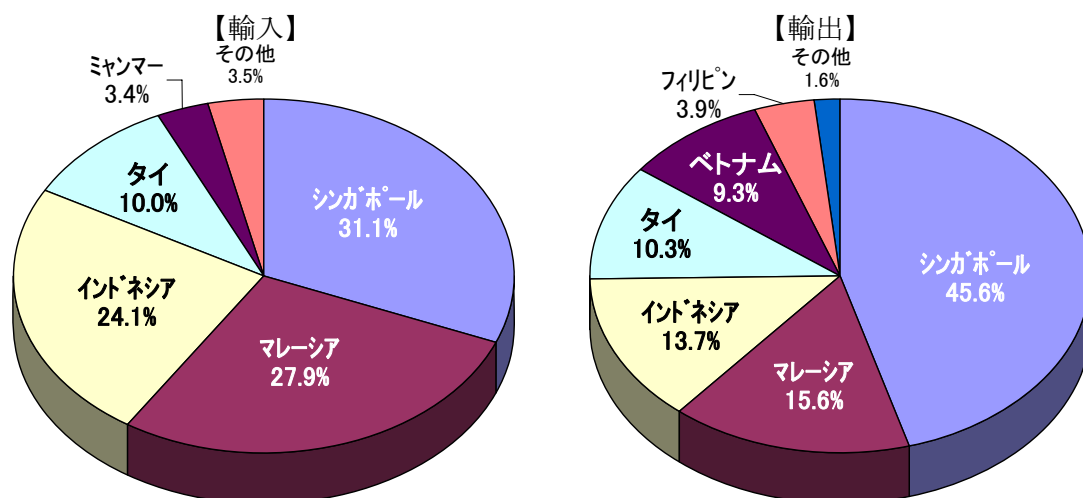
(注) 図表 10に同じ。ただし、HS1996 による。ブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーを除く。
 (資料) 図表 6に同じ

¹³ これは、AIFTAにおいてインドにのみ認められた「特別品目」5品目のうち、2品目が植物性油脂（パーム粗油並びにパーム精製油）であることと関係が深いとみられる（後述）。

ASEANの対印輸入においては、鉱物性燃料がおよそ3分の1を占め、対世界輸入に比べてその割合が大きくなっている。また、対印輸入では、対世界輸入と比較して、一般機械や電気機器（HS85類）の割合が大きく減少していることが目立つ（図表11）。

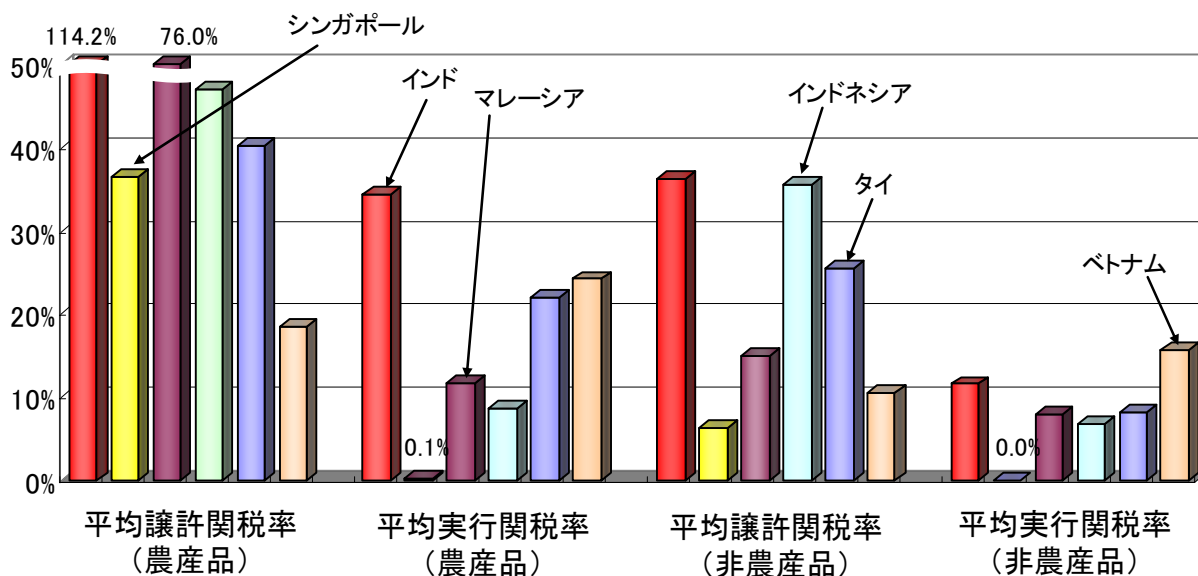
ASEANを国別にみると、インドの貿易の1割弱を占める対ASEAN貿易のうち、最大の相手国はシンガポールである。特に輸出では、インドの対ASEAN輸出の45.6%をシンガポールが占めている（2008年）。これにマレーシア、インドネシア、タイが続いている（図表12）。

図表12：インドの対ASEAN貿易の国別シェア（2008年）



(資料) 図表6に同じ

図表13：インドとASEAN主要国の関税率



(注) 実行関税率は2007年の数字（タイは2006年）。平均譲許関税率及び平均実行関税率は、ともに単純平均。従量税は従価税換算。

(資料) WTO, *World Tariff Profiles 2008* よりみずほ総合研究所作成

インドとこれらASEAN主要国の関税率をみると、非農産品（鉱工業品と林産物・水産物）の平均実行関税率¹⁴は、ほぼすべての品目で無税であるシンガポールを除き、いずれの国も10%前後の水準にあるものの、平均譲許関税率¹⁵はインド、インドネシアで35%を超えるなど高率となっている（図表13）。AIFTAでは例外品目を除き、実行関税率（ここでは基準税率＝2007年MFN税率）から関税の削減・撤廃が行われるため、特別な場合を除き、実行関税率よりも高い関税率が課せられることがなくなる。インド・ASEAN間では、AIFTA発効後は、高率の譲許税率に代わって実行税率が上限税率となる¹⁶。この点もAIFTAの意義のひとつである。

2. 対ASEAN貿易にみるインド側自由化約束の影響¹⁷

インドの対ASEAN輸入（HS2桁水準）の36.7%を占める鉱物性燃料（HS27類）の内訳（HS4桁水準）をみると、原油（HS2709、対ASEAN輸入総額比12.7%）、石油（HS2710、同12.2%）、石炭（HS2701、9.6%）が大半を占めている。AIFTAのインド側約束において、原油はセンシティブ・トラック品目に指定され、現行5%の関税率が維持される（ST-2b）¹⁸。石油は現行関税率が10%であるが、例外品目（EL）に指定されている。石炭はノーマル・トラック品目に指定されており、現行5%もしくは10%の関税が2013年末に撤廃される（NT-1）。したがって、インドの対ASEAN輸入における最大品目である鉱物性燃料のうち、3分の2にはAIFTAの恩恵は及ばないことになる。

インドの対ASEAN輸入品目の第2位である一般機械（HS84類、10.3%）では、自動データ処理機械（HS8471、3.4%）、同部品（HS8473、1.9%）が上位を占めるが、これらは一部を除き現在でもすでに無税の品目である。第3位の動植物性油脂（HS15類、9.8%）では、パーム粗油（HS151110、7.1%）、パーム精製油（HS151190、1.9%）の2品目が大部分を占めているが、これらはいずれも高関税が残る特別品目（SP）に指定されている。

このように、輸入額の大きい品目には、例外品目や特別品目に指定された品目やすでに無税の品目が並んでおり、AIFTAの効果はあまり期待できないように見える。ここからは、AIFTAによる国内産業への影響を最小限に留めたいとのインド側の意図がみてとれる。

インドの関税率を品目ごとにみると、動植物性油脂を含む農産物に加え、鉱工業品では繊維、衣類、輸送機器の平均関税率・最高関税率が高くなっている。これらの品目はイン

¹⁴ 実際に課税されている関税率の単純平均。

¹⁵ WTO協定上約束された関税率の単純平均。譲許税率より低い関税率を課すことは問題ないが、譲許税率を上回る関税を課すことはWTO協定違反となる。

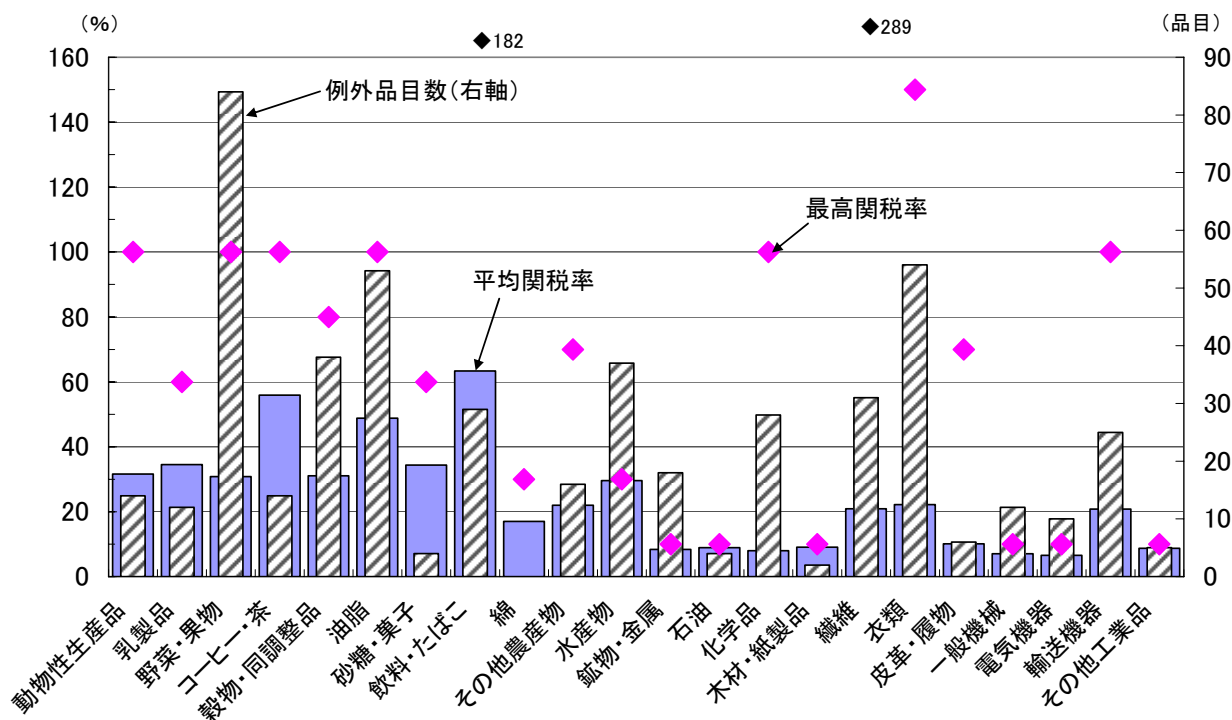
¹⁶ 譲許税率を超えた関税率を課すことはWTO協定違反となるため、譲許税率は関税率の上限として機能する。逆に言えば、一旦実行税率を引き下げても、譲許税率までは当該国の裁量で実行税率を引き上げることが可能となる。実際に、今般の世界的な経済・金融危機下で実行税率を譲許税率の範囲内で引き上げる動きがみられる。この点については、菅原（2009a）参照。

¹⁷ ここでは、インドとシンガポール・タイ間でのFTAなどの影響は考慮しない。インドと個別国との関係については後述する。また、ASEAN側の約束に関しても、ASEAN各国別にみる必要があるため、その際に検討することとする。

¹⁸ 図表1の関税譲許区分による。以下同じ。

ドにとってのセンシティブ品目であり、またASEANと競合する品目でもあるため、AIFTAにおいても例外品目が多い品目となっている（図表 14）。したがって、これらの品目でのASEANの対印輸出増はあまり期待できない。

図表 14：インドの品目別関税率と AIFTA における例外品目数



(注) 品目分類はWTOによる分類であり、HSの「部」や2桁水準の分類とは必ずしも一致していない。
 例外品目数はWTO分類に基づきカウント。その他、図表 13に同じ。
 (資料) 関税率は図表 13に同じ。例外品目数はAIFTAよりみずほ総合研究所作成

しかし、その他の品目では広範に自由化が進められている。インドの対ASEAN輸入上位20品目（HS6桁水準）のAIFTAにおける関税譲許区分をみると、2013年末に関税が撤廃される「ノーマル・トラック-1」の品目が12品目（すでに無税の3品目除く）を占めている（図表 15）。これは、2008年実績に基づいて計算すると、AIFTAによって新たに3億5500万ドル相当の関税が撤廃されることを意味する。この数字は、貿易額に比べると大きな額とは言えないが、AIFTAを活用することにより、対印輸出で一定の効果が得られることを示すものと言えるだろう。

また、ASEANからの対印輸出増が期待される電気機器¹⁹では、自動車関連品目が例外品目に指定されているほか、すでに無税の品目も少なからずあるが、多くの有税品目が「ノーマル・トラック-1」に指定されており、現行7.5%または10%の関税率が2013年末には撤廃されることになっている。これは、ASEAN側にとって大きなメリットとなることが期

¹⁹ 顕示比較優位指数（RCA）などに基づく。付表参照。

待される。

図表 15：インドの対 ASEAN 輸入上位 20 品目（2008 年）

HS	品目	金額	シェア	基準税率	譲許区分
270900	原油	3,392	12.7%	5%	ST-2b
271019	その他石油	3,114	11.7%	10%	EL
270119	その他石炭	2,469	9.2%	5%	NT-1
151110	パーム粗油	1,909	7.1%	80%	SP
151190	パーム精油	516	1.9%	90%	SP
847330	自動データ処理機械部分品	477	1.8%	0%	NT-1
440399	その他木材	443	1.7%	10%	NT-1
847170	記憶装置	303	1.1%	0%	NT-1
260300	銅鉱	284	1.1%	2%	NT-1
271113	ブタン	280	1.0%	5%	NT-1
440349	その他熱帯産木材	268	1.0%	5%	NT-1
382319	その他工業用脂肪酸アルコール	267	1.0%	15%	ST-1
290243	パラキシレン	263	1.0%	2%	NT-1
890190	その他貨物・貨客船	250	0.9%	10%	NT-1
290250	ステレン	246	0.9%	2%	NT-1
071331	緑豆	225	0.8%	30%	NT-1
890400	曳船用船舶	212	0.8%	10%	NT-1
890590	その他船舶	201	0.8%	10%	NT-1
847150	デジタル式処理装置	201	0.8%	0%	NT-1
271112	プロパン	195	0.7%	5%	NT-1

(注) HS6 桁水準。AIFTA による関税削減がないものを濃色、関税削減が限定的なものを淡色、すでに無税のものをイタリックで示している。金額の単位は 100 万ドル。

(資料) 図表 6 に同じ

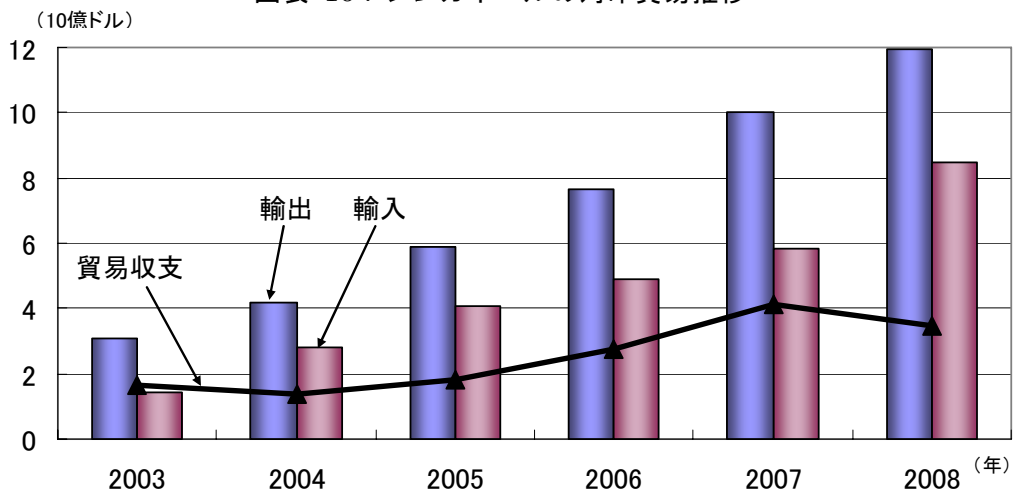
以上のように、インドと ASEAN 全体との貿易関係からみると、インドの対 ASEAN 輸入額が大きな品目や現在高関税が課されているセンシティブ品目の AIFTA による自由化は限定的であり、その分 AIFTA の効果は減殺されている。しかし、高い譲許税率に代わって基準税率（2007 年実行関税率）が関税率の上限として約束されたこと、例外品目、特別品目等以外の多くの品目で関税削減・撤廃が進むことなど、ASEAN の対印輸出において AIFTA には一定の効果が期待される。ただし、その効果は ASEAN 諸国の中でも国ごとに、また品目ごとに異なるとみられ、より詳細な検討が必要となる。そこで次章では、ASEAN 諸国の中でインドとの貿易額が大きいシンガポール、マレーシア、インドネシア、タイにつき、AIFTA の影響を検討する。

Ⅲ. ASEAN 主要国・インド間貿易における AFTA の影響

1. シンガポール

インドからみてシンガポールは、輸入では第 13 位（シェア：2.6%）、輸出では第 4 位（同 4.9%）の、シンガポールからみたインドは、輸入・輸出とも第 10 位（同 2.6%、3.5%）の貿易相手国である（2008 年）。両国間貿易は近年急速に伸びているが、シンガポール側の輸出超過が続いている（図表 16）。

図表 16：シンガポールの対印貿易推移

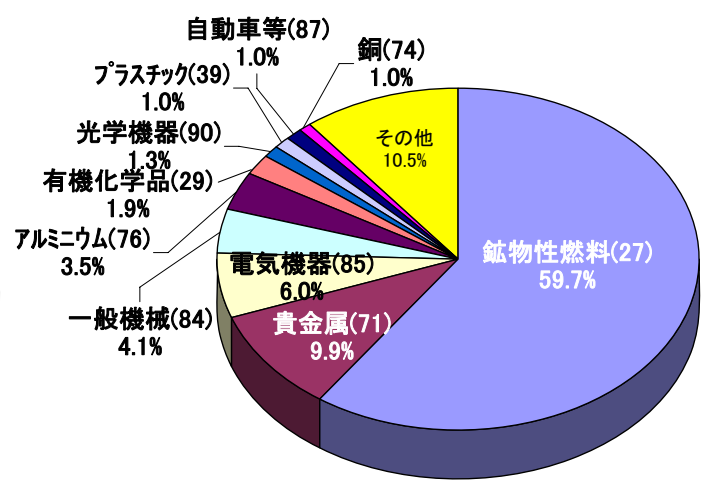
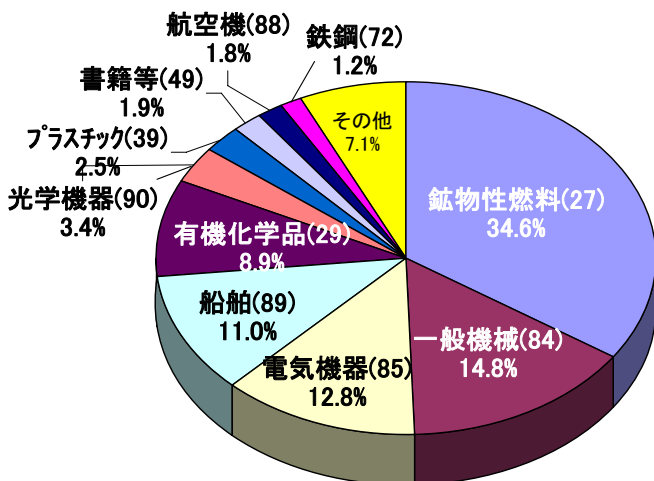


(資料) UNComtrade よりみずほ総合研究所作成

図表 17：インド・シンガポール間貿易（品目別、2008 年）

【インドの対星輸入】

【シンガポールの対印輸入】



(資料) 図表 16に同じ

2008年の両国間貿易の品目をみると、インドの対シンガポール(星)輸入の3分の1強、シンガポールの対印輸入の6割を鉱物性燃料が占めている²⁰。インドの対星輸入では、これに加え機械類や輸送機器(主に船舶)の割合が高くなっている(図表17)。

インドの対星輸出に関しては、2005年8月に発効したインド・シンガポール包括的経済協力協定(印星CECA)によってすでに全品目が無税になっている。したがって、関税面ではAIFTAの影響はない。ただし、原産地規則に関してはAIFTAの方が利用しやすくなっている。印星CECAの原産地規則がHS4桁水準(CTH)での関税分類変更基準と付加価値基準40%以上の併用制を原則としているのに対し、AIFTAでは原則HS6桁水準(CTSH)の関税分類変更基準と付加価値基準35%以上の併用制となっている。

AIFTAの恩恵が期待されるのはシンガポールの対印輸出においてである。印星CECAにおけるインド側の自由化約束は限定的であったため、AIFTAでのさらなる自由化が期待されていた²¹。

シンガポールの主要な輸出品目である一般機械(HS84類)、鉱物性燃料(HS27類)、電気機器(HS85類)、有機化学品(HS29類)などが、AIFTAによる対印輸出増が期待される品目である²²。しかし、例えば鉱物性燃料に関しては、シンガポールの主要輸出品目である石油(原油除く、HS2710)はAIFTAですべて例外品目に指定されているなど、AIFTAが関税削減・撤廃による対印輸出増に結びつかない品目もある。石油の例外品目指定だけで、インドの対星輸入(金額ベース)の3分の1がAIFTAから除外されたことになる。

シンガポールの対印輸出をみる際には、AIFTAだけでなく、それ以前に発効している印星CECAの影響も合わせてみる必要がある。その具体的事例を、シンガポールの対印輸出(2008年)において最大の品目である一般機械を例に検討する。

インドの対星・一般機械(HS84類)輸入における上位20品目につき、印星CECAとAIFTAにおけるインド側約束(譲許区分)をみると、この20品目に限れば、印星CECAにより発効時に関税が即時撤廃された品目はすべて基準税率が0%となっており、現在ではシンガポール以外の国に対しても関税が撤廃されている(図表18)。したがって、これらの品目に関しては印星CECAやAIFTAを用いることなく、無税で輸出できる。

印星CECAで基準税率が0%ではなく、「段階的撤廃」とされている品目は、2009年4月に関税が撤廃されている。上位20品目では、これに該当する品目はすべてAIFTAにおいても関税撤廃品目(NT-1)に指定されている。しかし、AIFTAにおいては2013年末に関税が撤廃されることになっており、それまではAIFTA発効後も有税である。したがって、こ

²⁰ これには、2008年の原油価格高騰の影響が反映されている。石油(HS2710)のシンガポールの対印輸入額は、2008年には2007年比で1.73倍に拡大しているが、輸入量(重量)は1.27倍にとどまっている。

²¹ 印星CECAの概要については、菅原(2007)参照。なお、印星CECAは発効後改定され(2008年1月発効)、インド側の自由化品目が追加されたが、改定後においてもインド側の関税撤廃率(品目ベース、HS8桁水準)は26.7%にとどまっている。

²² インドの対星輸入統計(図表17)と異なり、シンガポールの対印輸出統計では、この4品目がこの順に貿易金額が大きくなっている(2008年)。また、シンガポールの対世界輸出上位10品目(HS2桁水準)のうち、顕示比較優位指数(RCA)がプラスなのはこの4品目のみである(2007年、付表参照)。

これらの品目に関しては、2013 年末までは印星CECAを用いて輸出することが有利となる（図表 19左図）²³。

印星CECAで「段階的半減」とされている品目は、2009 年 4 月に実行税率の半分に関税が引き下げられた品目である。例えば、掘削用機械等部分品（HS84314310-90）は、最恵国待遇（MFN）税率が 7.5%であるのに対し、シンガポールに対しては印星CECAにより 3.75%の関税率が適用されており、これ以上の引き下げはない。AIFTAでは、発効時に関税率が 5%に引き下げられ、2012 年 1 月より 2.5%、2014 年 1 月より無税となる。したがって、同品目では、2011 年末までは印星CECAを、それ以降はAIFTAを用いることが最も有利となる（図表 19中央図）。

図表 18：インドの対星輸入上位 20 品目とインド側約束（HS84 類、2008 年）

HS番号	品名	輸入金額	基準税率	CECA	AIFTA
847330	自動データ処理機械部分品	142,901	0	即時撤廃	NT-1
847150	デジタル式処理装置	141,586	0	即時撤廃	NT-1
847170	記憶装置	118,142	0	即時撤廃	NT-1
847130	携帯用デジタル式自動データ処理機械	93,202	0	即時撤廃	NT-1
843143	掘削用機械等部分品	43,637	7.5	段階的半減	NT-1
847160	入出力装置	42,718	0	即時撤廃	NT-1
847190	磁気式・光学式読取機	27,329	0	即時撤廃	NT-1
840710	航空機用エンジン	27,212	3	段階的半減	NT-1
843041	自走式掘削機等	23,637	7.5	段階的半減	NT-1
843149	その他掘削用機械等部分品	21,625	7.5	段階的撤廃	NT-1
847180	自動データ処理機械ユニット	21,517	0	即時撤廃	NT-1
847141	自動データ処理機械(CPU等を含むもの)	21,282	0	即時撤廃	NT-1
847149	自動データ処理機械(システム形態)	20,923	0	即時撤廃	NT-1
847989	その他機械類	15,882	7.5/0	段階的撤廃	NT-1
847350	計算機等部分品	15,750	0	即時撤廃	NT-1
845229	その他ミシン	15,735	7.5	段階的撤廃	NT-1
845710	マシニングセンター	13,992	7.5	例外→撤廃 ⁽¹⁾	NT-1
840999	その他エンジン部分品	13,340	7.5	例外品目	EL
845940	その他の中ぐり盤	12,909	7.5	段階的半減	NT-1
848180	その他弁等物品	12,570	7.5	段階的撤廃	NT-1

(注1) 印星 CECA で当初例外品目に指定されていたが、改定時に段階的撤廃品目に指定された。

(注2) 印星CECAはHS8 桁水準で譲許されている。同一品目（HS6 桁水準）内で譲許区分が異なるものがある品目は、その多くが属する譲許区分を示した。AIFTAの譲許区分は図表 1参照。

(注3) 基準税率(%)は AIFTA による（2007 年最恵国待遇関税率）。輸入金額の単位は千ドル。

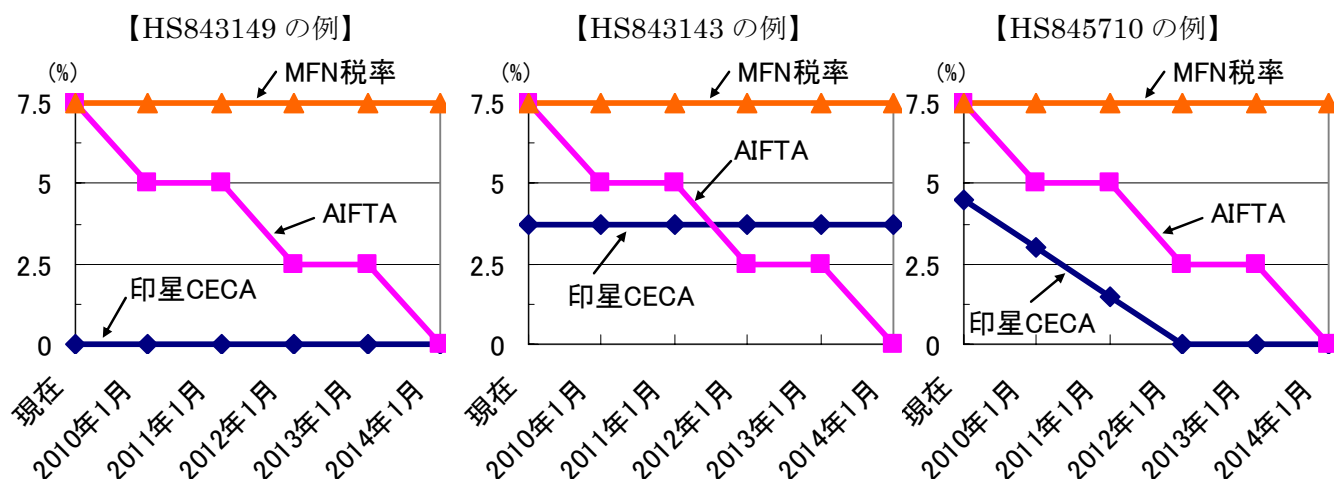
(資料) 図表 16に同じ。基準税率及び各譲許区分は印星CECA・AIFTAよりみずほ総合研究所作成

印星CECAが発効後に改定され、インド側の自由化品目が追加されたことが、事態をさらに複雑化している。マシニングセンター（HS84571010-20）は、印星CECAで当初例外品目に指定されていたが、改定時に 2011 年 12 月までの段階的撤廃品目に指定された品目で

²³ ここでの議論は関税に絞ったものであり、印星CECAとAIFTAの原産地規則の差異を考慮していない。

ある。これにより、MFN税率 7.5%に対し、2008 年 12 月より 4.5%の関税率が適用され、2009 年 12 月には 3%に引き下げられることになっている。同品目は、AIFTAにおいても関税撤廃品目（NT-1）であり、段階的に関税が引き下げられていくが、常に印星CECAの方が低い関税率が適用される（図表 19右図）。

図表 19：印星 CECA と AIFTA の譲許区分別関税削減スケジュール（例）



（注）MFN 税率は現行税率が不変、AIFTA は 2010 年 1 月発効と仮定。改定印星 CECA は毎年 12 月 1 日、AIFTA は毎年 1 月 1 日に関税引き下げ。
（資料）印星 CECA、AIFTA よりみずほ総合研究所作成

図表 18に例示された品目においては、印星CECAとAIFTAの双方で例外品目とされた品目は 1 品目のみであった。

一般に、印星CECAとAIFTAの双方で関税が撤廃された後は、原産地規則を満たしやすいAIFTAの方が利用しやすくなる²⁴。したがって、シンガポールの対印輸出においては、①FTAを利用せずに無税となる品目、②ある時期までは印星CECAを、それ以降はAIFTAを利用する方が有利な品目、③印星CECAとAIFTAの双方で例外とされた品目、に大きく分けられる。

この一般機械のインドの対星輸入上位 20 品目の例からは、AIFTAが印星CECAを上回る自由化を約束しており、シンガポールの対印輸出に恩恵をもたらすことがわかる。図表 18 に示した品目では、印星CECAで段階的半減品目とされていたが、AIFTAで新たに関税撤廃品目（NT-1）とされたものは 4 品目ある。当面は、印星CECAを利用する方が有利な品目がみられるが、AIFTAのノーマル・トラック品目（NT-1）の関税率が印星CECAの段階的半減品目の関税率を下回る 2012 年 1 月以降は、AIFTAの活用メリットが明らかになる。

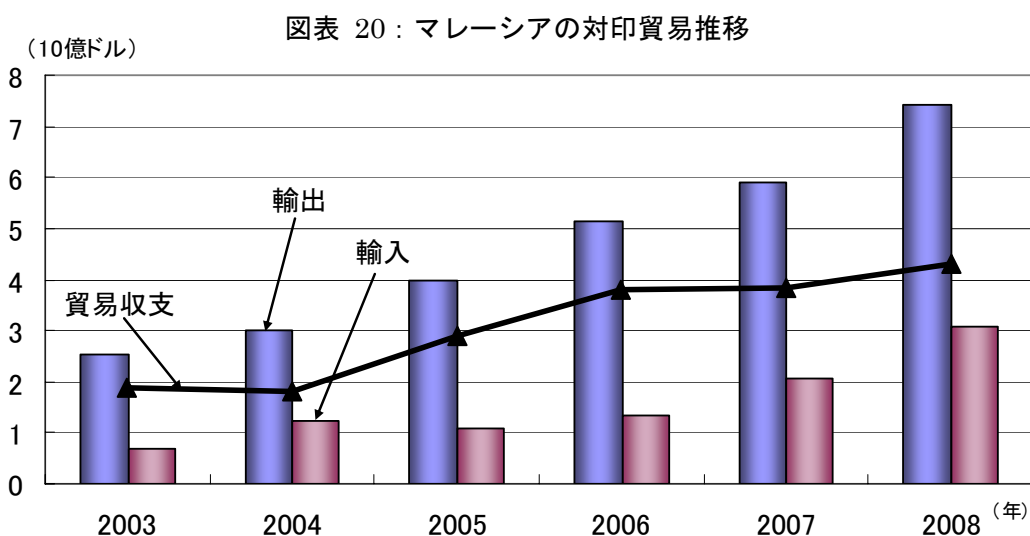
以上のように、シンガポールの対印輸出において大きな割合を占める石油が例外品目とされるなど、AIFTA による自由化の恩恵はシンガポールにとって十分なものとは言えない

²⁴ 品目別規則によっては、この限りではない。

が、シンガポールが国際競争力を有する一般機械等の品目で印星 CECA を上回る自由化が AIFTA によって実現されることは、シンガポールの対印輸出増に結びつくことが期待される。

2. マレーシア

インドからみてマレーシアは、輸入では第 15 位 (シェア : 2.4%)、輸出では第 17 位 (同 1.7%) の、マレーシアからみたインドは、輸入では第 11 位 (同 2.0%)、輸出では第 8 位 (同 3.7%) の貿易相手国である (2008 年)。近年マレーシアの対印輸入が大きく伸びているが、依然対印輸出額の方が大きく、マレーシア側の輸出超過が続いている (図表 20)

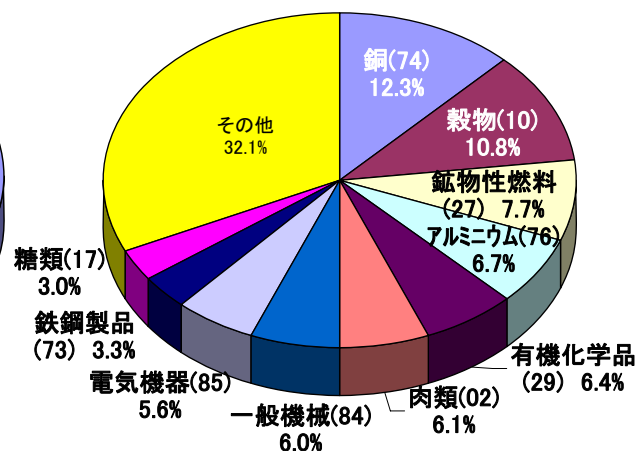
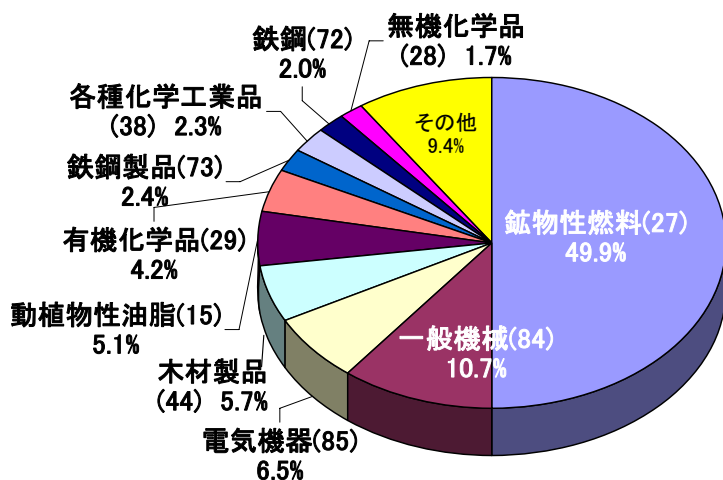


(資料) UNComtrade よりみずほ総合研究所作成

図表 21 : インド・マレーシア間貿易 (品目別、2008 年)

【インドの対馬輸入】

【マレーシアの対印輸入】



(資料) 図表 20に同じ

これを品目別にみると、インドの対マレーシア（馬）輸入の 5 割が鉱物性燃料（HS27 類）であり、その大部分は原油（HS2709）である。マレーシアの対印輸入では、圧倒的なシェアを占める品目はなく、銅（HS74 類）、トウモロコシを主とする穀物（HS10 類）、石油が大部分を占める鉱物性燃料などが輸入総額の 1 割前後のシェアで並んでいる（図表 21）。

まず、インドの対馬輸入については、これまでにみたように、AIFTA でインドは鉱物性燃料のうち石油関連品目を例外品目やセンシティブ品目に指定している。インドの対馬輸入の上位 20 品目（HS6 桁水準）をみると、原油（HS270900）が輸入総額の 4 割を超えているが、同品目は AIFTA による関税引き下げがない（図表 22）。第 2 位の「自動データ処理機械部分品」はすでに無税、第 3 位の「その他石油」は例外品目であるため、2008 年の実績からみると、上位 3 品目は AIFTA の影響がなく、これだけでインドの対馬輸入総額の 5 割が AIFTA によるメリットを受けられないことになる。よって、マレーシアにとっての AIFTA のメリットは限定的なものとなるとみられる。

図表 22：インドの対馬輸入上位 20 品目（2008 年）

HS番号	品名	輸入金額	シェア	基準税率	譲許区分
270900	原油	3,066,566	41.1%	5%	ST-2b
847330	自動データ処理機械部分品	321,621	4.3%	0%	NT-1
271019	その他石油	298,683	4.0%	10%	EL
440399	その他木材	259,691	3.5%	10%	NT-1
151110	パーム粗油	232,012	3.1%	80%	SP
271113	ブタン	201,569	2.7%	5%	NT-1
290243	パラキシレン	143,573	1.9%	2%	NT-1
271112	プロパン	136,672	1.8%	5%	NT-1
151190	パーム精油	124,847	1.7%	90%	SP
382319	その他工業用脂肪酸アルコール	111,864	1.5%	15%	ST-1
852812	カラーテレビ	101,317	1.4%	10%	NT-2
281410	無水アンモニア	92,365	1.2%	5%	NT-1
730890	その他鉄鋼製構造物	91,039	1.2%	10%	NT-1
847130	携帯用デジタル式自動データ処理機械	72,798	1.0%	0%	NT-1
440349	その他熱帯産木材	65,907	0.9%	5%	NT-1
847150	デジタル式処理装置	58,702	0.8%	0%	NT-1
800110	錫	56,319	0.8%	5%	NT-1
854011	カラーテレビ用陰極線管	54,464	0.7%	10%	NT-2
847170	記憶装置	50,779	0.7%	0%	NT-1
730820	鉄鋼製塔及び格子柱	50,237	0.7%	10%	NT-1

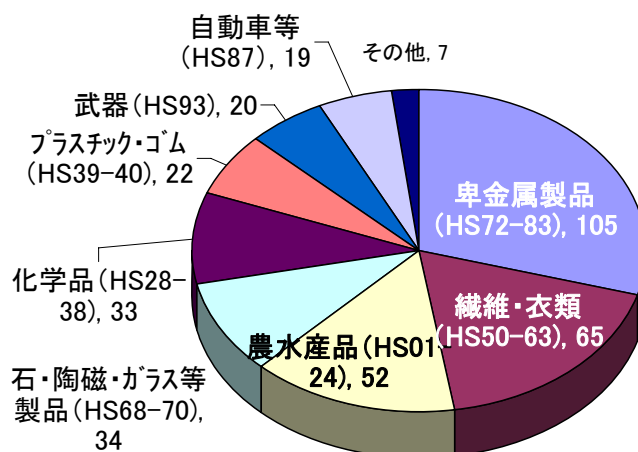
(注) HS6 桁水準。AIFTA による関税削減がないものを濃色、関税削減が限定的なものを淡色、すでに無税のものをイタリックで示している。金額の単位は千ドル。AIFTA の譲許区分は図表 1 参照。
(資料) 図表 20 に同じ。譲許区分は AIFTA によりみずほ総合研究所作成

マレーシアの主要輸出品目でインドへの輸出増が期待されるのは電気機器（HS85 類）、動植物性油脂（HS15 類）、ゴム製品（HS40 類）などである²⁵。このうち、動植物性油脂に関しては、マレーシアの主要輸出品目はパーム粗油（HS151110）・パーム精製油（HS151190）であり、いずれもインドが特別品目（SP）に指定している品目である。ゴム製品でも、マレーシアの主要輸出品目である天然ゴム（HS4001）が例外品目とされるなど、インドは多くの品目を例外品目・センシティブ品目に指定している。したがって、これら品目での AIFTA による対印輸出増はあまり期待できない²⁶。

ただし、電気機器に関しては、マレーシアの対印輸出において上位を占めるテレビ・通信機器関連品目の多くが関税撤廃品目（NT-1 もしくは NT-2）に区分されており、AIFTA の恩恵を享受することができる。

次に、マレーシアの対印輸入については、マレーシアは AIFTA において全 5,053 品目（HS6 桁水準）のうち、357 品目を例外品目に指定している²⁷。その内訳は、卑金属製品（HS72-83 類）が約 3 割を占め、これに繊維・衣類（HS50-63）、農水産品（HS01-24）が続いている（図表 23）。

図表 23：マレーシアの関税分類別例外品目数



(注) 数字は品目数。

(資料) AIFTA よりみずほ総合研究所作成

このうち、卑金属製品に含まれるのは、鉄鋼・同製品（HS72-73 類）とアルミニウム製品（HS76 類）のみであり、前者だけで例外品目全体の 2 割を占めている。農水産品の例外

²⁵ いずれも、マレーシアの対世界輸出品目（HS2 桁水準）の上位にあり、顕示比較優位指数（RCA）がプラスで、マレーシアの対印輸出における同品目のシェアが対世界輸出におけるものよりも低い品目である。付表参照。

²⁶ ただし、特別品目に関しては、削減後も高関税が残るが、基準税率よりも関税率は半減するため、その分の効果は期待できる。図表 3 参照。

²⁷ マレーシア政府が AIFTA 締結後に公表した資料では、例外品目は 361 品目となっている。確かに、マレーシア政府が 2008 年 8 月に公表した例外品目リスト案には 361 品目が掲載されているが、AIFTA のマレーシアの譲許表では 357 品目が例外品目となっている（筆者計算）。

品目では、その約半数がアルコール類とたばこ類である。武器類（HS93類）は、全品目が例外品目となっている。自動車等（HS87類）では、すべての乗用車（HS8703、雪上用等除く）と貨物自動車（HS8704）が例外品目に指定されている。一般機械（HS84類）で例外品目とされたのはクレーン2品目（HS842619及び842620）、電気機器では使用済み一次電池・蓄電池（HS854810）の1品目のみである。

マレーシアには例外品目の他に、インドやシンガポールにはない高度センシティブ・リスト品目（HSL）がある。関税の引き下げが限定的な品目で、インドの特別品目に類するものである。HSL品目には3つのカテゴリーがあり、①関税率を50%にまで引き下げる品目（HSL-1）、②関税率を半減させる品目（HSL-2）、③関税率を25%引き下げる品目（HSL-3）に区分されている。マレーシアの譲許表によれば、HSL-1は2品目、HSL-2は21品目、HSL-3は43品目となっている²⁸。品目別にみると、プラスチック製品（HS39類）、ゴム製品（HS40類）、陶磁製品（HS69類）などで多くの品目が高度センシティブ・リスト品目に指定されている（図表24）。

図表 24：マレーシアの高度センシティブ・リスト品目

譲許区分	品目	基準税率
HSL-1	タイル等2品目 (HS690810100、690890100)	60%
HSL-2	酸化亜鉛及び過酸化亜鉛 (HS281700)、プラスチック (HS39類) 5品目、カーペット (HS57類) 2品目、繊維用繊維製品 (HS59・63類) 8品目、陶磁製品 (HS69類) 5品目	5-60%
HSL-3	染料等 (HS32類) 4品目、タンパク系物質等 (HS35類) 2品目、プラスチック (HS39類) 17品目、ゴム (HS40類) 13品目、石製品等 (HS68類) 2品目、陶磁製品 (HS69類) 5品目	10-40%

(資料) AIFTA よりみずほ総合研究所作成

マレーシアの場合、インドの主要輸出品目である鉱物性燃料（HS27類）、貴金属類（HS71類）、有機化学品（HS29類）に関してはすでにほとんどの品目で無税となっている。また、輸出増が期待された鉄鋼・同製品（HS72-73類）、繊維・衣類（HS50-63）、自動車等（HS87類）では多くの品目が例外品目に指定されている。2008年のマレーシアの対印輸入上位20品目をみても、ほとんどが無税品目であり、高関税が課せられている4品目のうち2品目は例外品目に指定されている（図表25）。これらの点を考えると、AIFTAによるインドの対馬輸出への恩恵は限定的なものになるとみられる。

²⁸ 同一品目（HS6桁水準）内で、譲許区分の異なる品目（HS9桁水準）があるため、一部品目が重複している。例えば、HSL-1の2品目は、いずれもHS6桁水準ではHSL-2の品目の一部となっている。同様に、HSL-2の品目と例外品目で重複しているケースもある。

図表 25：マレーシアの対印輸入上位 20 品目（2008 年）

HS番号	品名	輸入金額	シェア	基準税率	譲許区分
740311	陰極銅	311,334	10.1%	0%	NT-1
271011	軽質油(ナフサ)	224,267	7.3%	0%	NT-1
100510	とうもろこし(播種用)	195,289	6.3%	0%	NT-1
020230	牛肉(骨付きでない)	184,456	6.0%	0%	NT-1
100590	とうもろこし(その他)	136,605	4.4%	0%	NT-1
760429	その他アルミニウム合金	113,895	3.7%	25%	EL
170111	甘しや糖	90,357	2.9%	0%	NT-1
070310	たまねぎ等	74,798	2.4%	0%	NT-1
760110	アルミニウム	74,131	2.4%	0%	NT-1
852520	送信機器	62,705	2.0%	0%	NT-1
290124	イソプレン等	56,233	1.8%	0%	NT-1
230400	大豆油かす	54,294	1.8%	0%	NT-1
740811	銅線	49,799	1.6%	25%	NT-2
730511	油井管等	46,488	1.5%	30%	EL
090420	唐辛子等	45,794	1.5%	0%	NT-1
710239	ダイヤモンド(加工)	44,961	1.5%	0%	NT-1
291736	テレフタル酸	35,952	1.2%	0%	NT-1
151590	その他植物性油脂	32,069	1.0%	0%	NT-1
841950	熱交換装置	28,966	0.9%	25%	NT-2
290243	パラキシレン	27,969	0.9%	0%	NT-1

(注) HS6 桁水準。例外品目を濃色、関税撤廃効果がある品目を淡色で示している。金額の単位は千ドル。

AIFTAの譲許区分は図表 1参照。

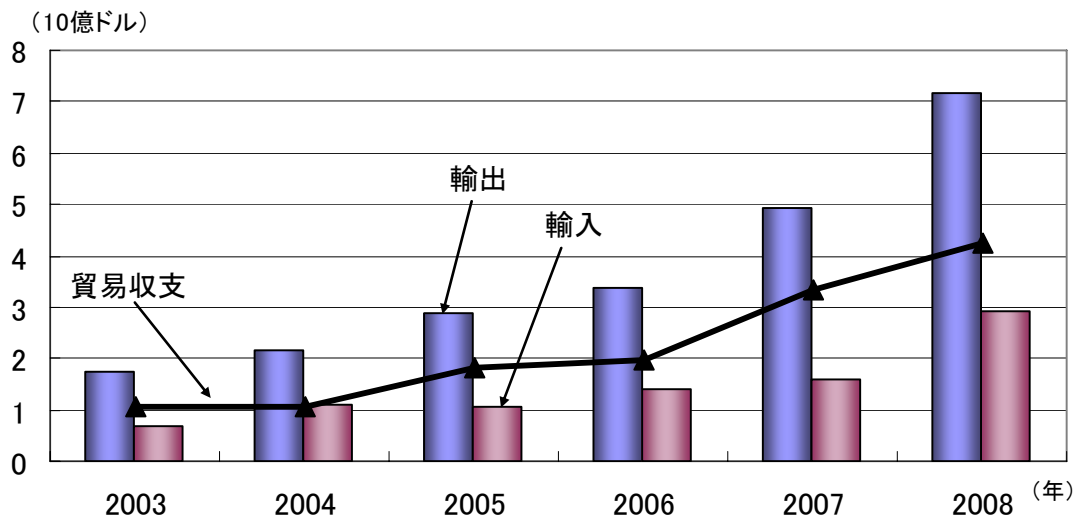
(資料) 図表 20に同じ。譲許区分はAIFTAによりみずほ総合研究所作成

3. インドネシア

インドからみてインドネシアは、輸入では第 16 位 (シェア:2.0%)、輸出では第 20 位 (同 1.5%) の、インドネシアからみたインドは、輸入では第 11 位 (同 2.2%)、輸出では第 6 位 (同 5.2%) の貿易相手国である (2008 年)。2008 年のインドネシアの対印輸出・輸入・貿易黒字額は、いずれも 2003 年の約 4 倍となっている (図表 26)。

品目構成をみると、インドの対インドネシア (尼) 輸入では、鉱物性燃料 (HS27 類) と動植物性油脂 (HS15 類) の 2 品目で全体の 4 分の 3 を占めている。インドネシアの対印輸入では、食品残留物 (HS23 類)、綿・綿織物 (HS52 類) など、これまでみたシンガポール、マレーシアではみられなかった品目が上位に位置している。食品残留物の 9 割弱は飼料として用いられる大豆油かす (HS230400) である (図表 27)。

図表 26：インドネシアの対印貿易推移



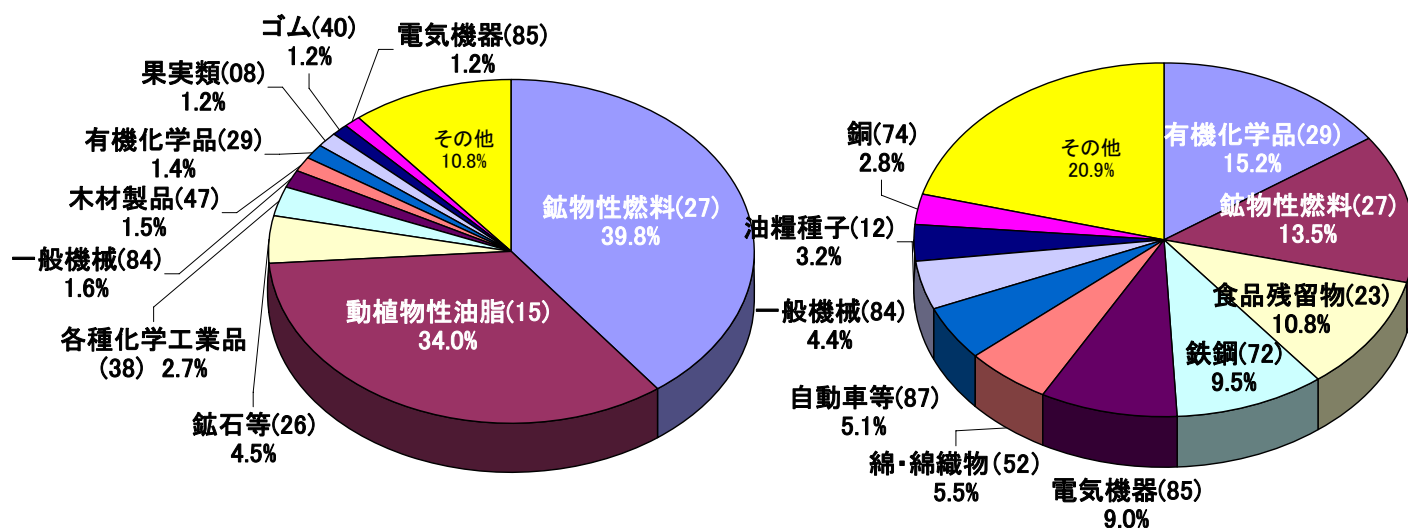
(注) インドネシアの貿易統計のみ、HS1996 (他国は原則 HS2002)。以下同じ。

(資料) UNComtrade よりみずほ総合研究所作成

図表 27：インド・インドネシア間貿易 (品目別、2008 年)

【インドの対尼輸入】

【インドネシアの対印輸入】



(資料) 図表 26に同じ

インドの対尼輸入については、輸入品目が鉱物性燃料と動植物性油脂に偏っているため、これら 2 品目のAIFTAにおける扱いが鍵となる。すでにみたように、AIFTAにおいてインドは、鉱物性燃料のうち石油を例外品目としており、このことがシンガポール、マレーシアの対印輸出におけるAIFTAの効果を大きく減殺していた。しかし、インドネシアの場合は、鉱物性燃料の大部分が石炭 (HS270119) である (図表 28)。石炭は関税撤廃品目であるため、インドネシアはAIFTAによるメリットを享受することができる。

図表 28：インドの対尼輸入上位 10 品目（2008 年）

HS番号	品名	輸入金額	シェア	基準税率	譲許区分
270119	その他石炭	2,440,696	38.0%	5%	NT-1
151110	パーム粗油	1,637,041	25.5%	80%	SP
151190	パーム精油	390,491	6.1%	90%	SP
260300	銅鉱	284,275	4.4%	2%	NT-1
382319	工業用脂肪性モノカルボン酸	152,595	2.4%	15%	ST-1
151321	パーム核油	140,658	2.2%	100%	EL
470329	化学木材パルプ	83,256	1.3%	5%	NT-1
310210	尿素	73,816	1.1%	5%	ST-2b
271019	その他石油	72,026	1.1%	10%	EL
080131	カシューナッツ	68,747	1.1%	0%	NT-1

(注) HS6 桁水準。AIFTAによる関税削減がないものを濃色（橙）、関税削減が限定的なものを淡色（薄緑）、すでに無税のものをイタリックで示している。金額の単位は千ドル。AIFTAの譲許区分は図表 1 参照。

(資料) 図表 26に同じ。譲許区分はAIFTAによりみずほ総合研究所作成

他方、動植物性油脂については、マレーシアの場合と同様、その大部分はパーム粗油（HS151110）・パーム精製油（HS151190）である。この 2 品目は、インドの対ASEAN輸入全体でみてもその約 1 割を占める重要品目であるが、インドネシアの貿易統計によれば、2008 年のインドネシアの対印輸出の約 6 割をこの 2 品目が占めている。こうした事情を考えると、何故「特別品目」というインドのみに適用されるカテゴリーが設けられ、そこにこれらの品目が含まれたのかが理解できる。現在高関税が課せられているこれらの品目の関税が引き下げられなければ、これらの品目をインドへの主要輸出品目とするインドネシア等にとっては、AIFTAの意義は大きく薄れてしまう。しかし、インドにとっては、これまで高関税によって国内産業を保護してきた事情があり、これらの品目の関税を大きく引き下げることが容易ではない。そうした両者の利害の衝突が、「特別品目」というカテゴリーにおける限定的な関税引き下げという結果に至ったものと推察される（図表 1及び図表 3参照）。実際に、「特別品目」の扱いはAIFTA交渉難航の大きな理由のひとつであった。

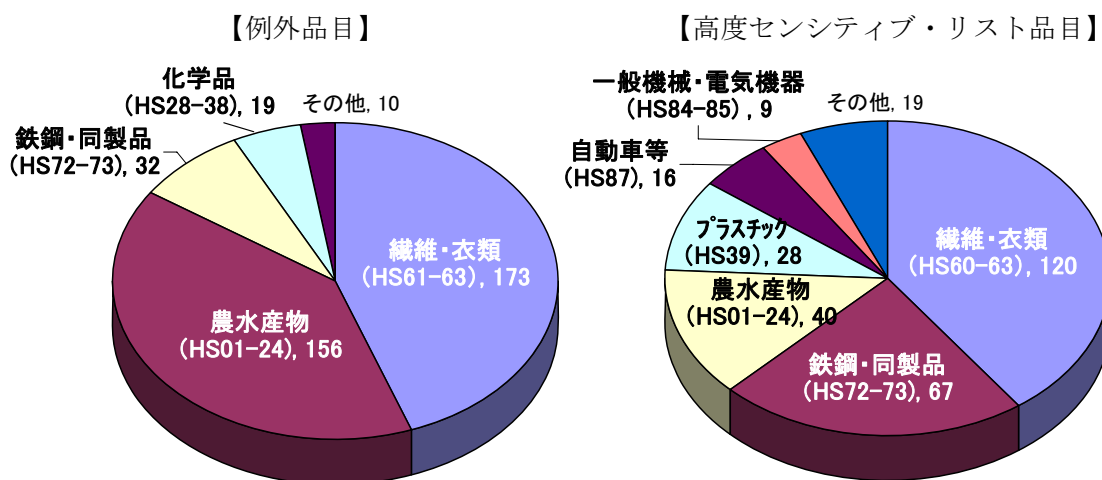
以上のことから、インドネシアは、パーム油等の主要輸出品目ではAIFTAのメリットを限定的にしか享受できないものの、インド側統計でインドネシアからの最大の輸入品目であり、全体の約 4 割を占める石炭で関税が撤廃されるなど、AIFTAから一定程度のメリットを得られるものとみられる²⁹。

次に、インドネシアの対印輸入については、インドネシアはAIFTAにおいて全 5,052 品目（HS6 桁水準）のうち、390 品目を例外品目としている。また、299 品目を高度センシティブ・リスト（HSL）品目に指定し、うち 1 品目のみが関税半減品目（HSL-2）であり、

²⁹ ただし、現状は、国内の石炭需要が急増しているインド側がインドネシアに対して供給拡大を求めている状況にある（日本経済新聞、2009 年 9 月 29 日夕刊）。

残りはすべて関税率を 25%引き下げる品目 (HSL-3) である³⁰。例外品目、HSL品目ともに繊維・衣類³¹が最多となっており、農水産物、鉄鋼・同製品がこれに続いている (図表 29)。一般機械 (HS84 類) では、例外品目に 4 品目、HSL品目に 7 品目が指定されており、例外品目の多くは農業機械である。電気機器 (HS85 類) は例外品目に指定されておらず、HSL品目に 2 品目あるのみである³²。自動車等 (HS87 類) は、例外品目には戦車 (HS871000000) のみが指定されているが、HSL品目には 16 品目 (HSL-2 の 1 品目含む) が指定されており、そのほとんどが乗用車とオートバイである³³。

図表 29 : インドネシアの関税分類別例外品目数及び高度センシティブ・リスト品目数



(注) 数字は品目数。
(資料) AIFTA よりみずほ総合研究所作成

インドネシアのAIFTAにおける自由化約束では、インドの主要輸出品目である鉱物性燃料 (HS27 類)、貴金属類 (HS71 類)、有機化学品 (HS29 類) や鉄鋼・同製品 (HS72-73 類)、繊維・衣類 (HS50-63)、自動車等 (HS87 類) などの品目において、各品目 (HS2 桁水準) におけるインドの主要輸出品目 (HS6 桁水準以下) がすでに無税か、あるいはセンシティブ・トラック品目に指定されるなど限定的な関税引き下げにとどまるかのいずれかとなっているものが多くみられる。インドネシアの 2008 年の対印輸入上位 20 品目 (HS6 桁水準) をみても、関税撤廃品目 (NT-1) はすべてすでに無税であり、有税品目はすべて限定的な関税引き下げにとどまっている (図表 30)。そのため、インドがAIFTAにより得られるメリットは限定的なものになるとみられる。ただし、例えば、センシティブ・トラ

³⁰ 同一品目 (HS6 桁水準) 内で、譲許区分の異なる品目 (HS10 桁水準) があるため、例外品目と高度センシティブ・リスト品目の双方にカウントされている品目が少なからずある。

³¹ 繊維・衣類 (HS50-63) のうち、例外品目はHS61-63類、高度センシティブ・リスト品目はHS60-63類のみであり、HS50-59類はいずれにも指定されていない。

³² その他トランスフォーマー (HS8504322000)、光ファイバー (HS8536700000) の 2 品目。

³³ いずれも、完全ノックダウン生産 (CKD) 車を除く。CKD車はセンシティブ・トラック品目に指定されている。

ック品目に指定されたダンブカー（HS8704101200）は、基準税率 40%が 2016 年末には 5%まで引き下げられるなど、現行関税率が高い品目では、関税引き下げにとどまる品目であっても大きなメリットが期待できるものもみられる。

図表 30：インドネシアの対印輸入上位 20 品目（2008 年）

HS番号	品名	輸入金額	シェア	基準税率	譲許区分
271000	石油	374,230	12.9%	0%	NT-1
290243	パラキシレン	295,316	10.2%	0%	NT-1
230400	大豆油かす	273,757	9.4%	0%	NT-1
852520	送信機器	224,482	7.7%	10%	ST-1
520100	綿	152,456	5.2%	0%	NT-1
870410	ダンブカー	76,269	2.6%	40%	ST-1
120220	落花生(除殻)	61,907	2.1%	5%	HSL-3
721913	ステンレス鋼フラットロール製品	61,618	2.1%	0%	NT-1
740311	陰極銅	59,712	2.1%	5%	HSL-3
720712	鉄半製品	57,848	2.0%	0%	NT-1
760110	アルミニウム	45,271	1.6%	0%	NT-1
720711	鉄半製品	44,214	1.5%	0%	NT-1
230640	菜種油かす	34,584	1.2%	5%	ST-2a
720838	鉄フラットロール製品	33,299	1.1%	5%	EL
381710	混合アルキルベンゼン等	33,199	1.1%	5%	ST*
871120	モーターサイクル(50-250cc)	26,782	0.9%	30%	HSL-2
290124	イソプレン等	26,040	0.9%	0%	NT-1
120210	落花生(殻付き)	24,397	0.8%	5%	HSL-3
280300	炭素	23,628	0.8%	5%	ST*
260111	鉄鉱	22,747	0.8%	0%	NT-1

(注) 図表 28に同じ。譲許区分「ST*」は関税率が 3.75%まで引き下げられる品目。

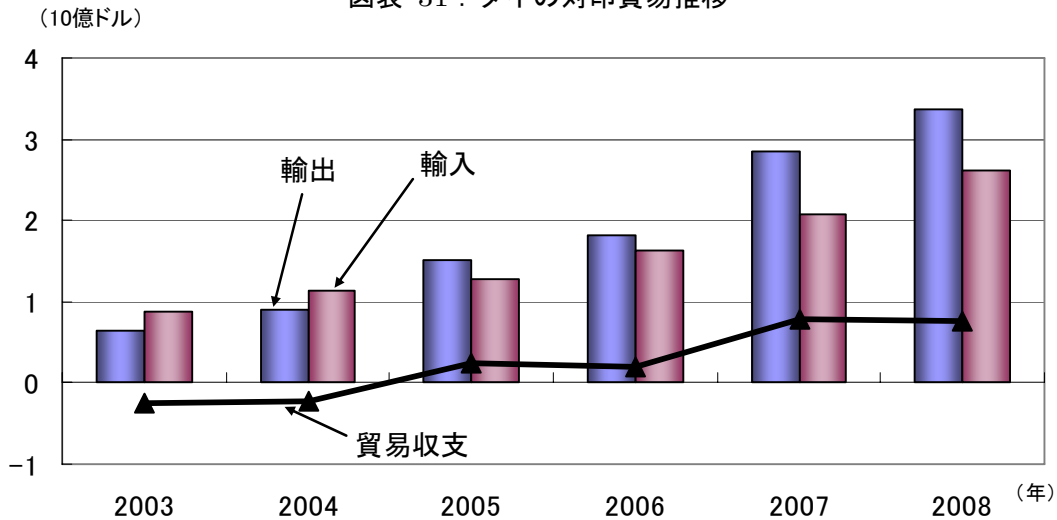
(資料) 図表 28に同じ

4. タイ

インドからみてタイは、輸入では第 26 位（シェア：0.8%）、輸出では第 23 位（同 1.1%）の、タイからみたインドは、輸入では第 17 位（同 1.5%）、輸出では第 14 位（同 1.9%）の貿易相手国である（2008 年）。2005 年に黒字に転じて以来、タイの対印貿易黒字が続いている（図表 31）。

品目構成をみると、これまでみた 3 か国と異なり、両国の輸出入両面で鉱物性燃料（HS27 類）の比重が小さくなっている。特に、インドの輸入では、これまでの 3 か国では鉱物性燃料が 3 割から 5 割を占めていたが、対タイ輸入では 6.7%にすぎない。代わりに一般機械（HS84 類）や電気機器（HS85 類）の割合が高く、両方で 3 割強を占めている（図表 32）。

図表 31：タイの対印貿易推移

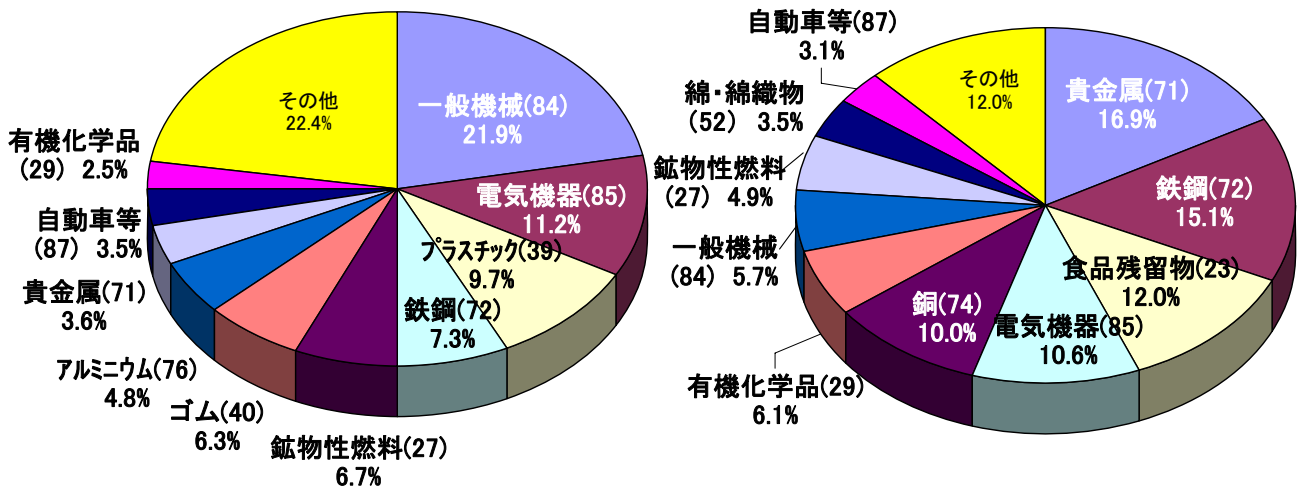


(資料) UNComtrade よりみずほ総合研究所作成

図表 32：インド・タイ間貿易（品目別、2008年）

【インドの対タイ輸入】

【タイの対印輸入】



(資料) 図表 31に同じ

このインドの対タイ輸入の特徴からすると、インドは一般機械及び電気機器に関して AIFTA において多くの品目をノーマル・トラック品目（関税撤廃品目）に指定しているため、AIFTA 発効により輸入増へと向かうことが考えられる。ただし、インドの約束においては、自動車関連品目を例外品目に指定していること、すでに無税の品目が少なくないこと、センシティブ品目が少なからずあることを考え合わせると、その効果は一部にとどまる可能性がある。

また、インド・タイ間貿易への AIFTA の影響をみる際には、インド・タイ間で二国間 FTA 締結に先行して実施されている早期収穫（EH：Early Harvest）措置についても考慮しなければならない。両国間では、EH 措置対象品目につき、関税が 2004 年 9 月より引き下げ

られ、2006年9月には相互に撤廃されている。EH措置対象品目はわずか82品目であるが、相互関税撤廃が両国間貿易に与えた影響は小さくない³⁴。椎野（2009）によれば、2005年からタイの対印貿易収支が黒字に転じたのは、EH措置対象品目の対印輸出増を主因としている。

図表 33：インドの対タイ輸入上位 20 品目（2008 年）

HS番号	品名	輸入金額	シェア	基準税率	譲許区分
271019	その他石油	151,709	5.7%	10%	EL
840820	車両用ディーゼル・エンジン	123,757	4.6%	7.5%	ST-1
847170	記憶装置	113,680	4.3%	0%	NT-1
760120	アルミニウム合金	106,870	4.0%	5%	NT-1★
852812	カラーテレビ	60,280	2.3%	10%	NT-2★
400122	天然ゴム(TSNR)	59,389	2.2%	20%	EL
841510	エアコン	58,418	2.2%	10%	ST-1★
400121	天然ゴム(スモークドシート)	51,025	1.9%	20%	EL
870899	車両部分品	46,476	1.7%	10%	ST-1
390740	ポリカーボネート	41,619	1.6%	5%	NT-2★
720421	ステンレス鋼(スクラップ)	38,079	1.4%	10%	NT-1
390130	エチレン-酢酸ビニル共重合体	37,968	1.4%	5%	NT-2
590210	タイヤコードファブリック	35,816	1.3%	10%	NT-2
151110	パーム精油	34,869	1.3%	80%	SP
841480	その他ポンプ	34,208	1.3%	7.5%	EL
854460	その他電気導体	31,669	1.2%	7.5%	NT-2
710239	ダイヤモンド(非工業用)	30,115	1.1%	10%	NT-1
291736	テレフタル酸	25,472	1.0%	7.5%	ST-1
252100	石灰石	24,213	0.9%	5%	NT-1
390730	エポキシ樹脂	24,004	0.9%	7.5%	NT-2★

(注) HS6 桁水準。AIFTAによる関税削減がないものを濃色（橙）、関税削減が限定的なものを淡色（薄緑）、すでに無税のものをイタリックで示している。金額の単位は千ドル。AIFTAの譲許区分は図表 1 参照。太字（★）はインド・タイ間のEH措置対象品目。

(資料) 図表 31に同じ。譲許区分はAIFTAによりみずほ総合研究所作成

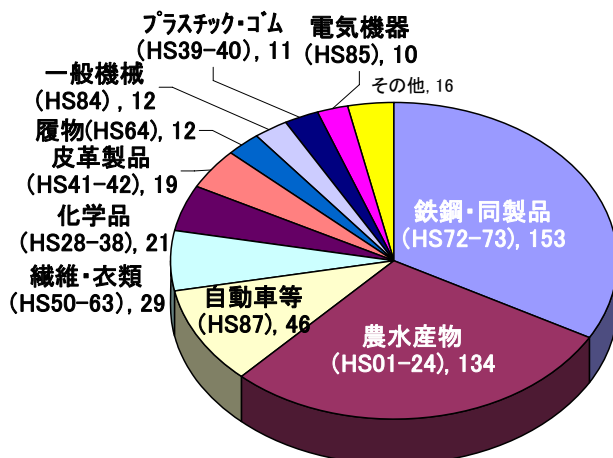
インドの対タイ輸入上位 20 品目（HS6 桁水準）をみると、一般機械・電気機器は 6 品目含まれているが、その内訳は例外品目、センシティブ品目が 1 品目ずつ、すでに無税の品目が 1 品目、インド・タイ間のEH措置によりすでに無税の品目が 2 品目あり、AIFTAにより新たに関税が撤廃されるのは 1 品目のみとなっている。上位 20 品目全体でも、AIFTAにより新たに関税が撤廃されるのは 6 品目にとどまっている。また、上位 20 品目にはEH措置対象品目が 5 品目あり、そのうち 4 品目は上位 10 品目に含まれていることから、EH

³⁴ EH措置に関しては、菅原（2007）参照。

措置の影響の大きさがみてとれる（図表 33）。タイの主要輸出品目で、AIFTAによるインドへの輸出増が期待される品目には、鉱工業品では一般機械・電気機器の他にはゴム製品（HS40類）があるが、タイの主要輸出品目である天然ゴム（HS4001）が例外品目指定を受けるなど、あまり期待できない。

続いて、タイの対印輸入については、タイはAIFTAにおいて全 5,052 品目（HS6 桁水準）のうち、463 品目を例外品目に、13 品目を高度センシティブ・リスト品目に指定している。例外品目の内訳は、鉄鋼・同製品（HS72-73類）が 153 品目、農水産物（HS01-24類）が 134 品目、自動車等（HS87類）が 46 品目などとなっている（図表 34）。高度センシティブ・リスト品目は、品目別では衣類（HS62類）が多く、カテゴリー別では 13 品目中 10 品目が関税率を 25%引き下げる品目（HSL-3）となっている（図表 35）。

図表 34：タイの関税分類別例外品目数



(注) 数字は品目数。

(資料) AIFTA よりみずほ総合研究所作成

図表 35：タイの高度センシティブ・リスト品目

譲許区分	品名	基準税率
HSL-1	男性用ズボン等 (HS620349)、女性用絹製ブラウス等 (HS620610)	60%
HSL-2	形鋼 (HS730120)	10%
HSL-3	女性用スーツ (HS620419)、その他女性用ブラウス等 (HS620690)、絹製ショール等 (HS621410)、その他革底履物 (HS640359)、銀製身辺用細貨類 (HS71131190)、銀製細工品 (HS711411)、貴金属製細工品 (HS711419)、ビデオテープ (HS85232912)、車輪 (HS870870)、自転車 (HS871200)	20/30%

(資料) AIFTA よりみずほ総合研究所作成

鉱工業品では、タイは鉄鋼・同製品や自動車等で多くの品目を例外品目、あるいは高度センシティブ・リスト品目に指定しているのが目を引く。鉄鋼・同製品では関税撤廃品目

やすでに無税の品目も多くみられるが、比較的加工度の高いものが例外品目や高度センシティブ・リスト品目に指定されている。自動車等における例外品目及び高度センシティブ・リスト品目には、乗用車・貨物自動車（HS8703-04）に加え、自動車部品（HS8708）も多く含まれている。また、一般機械（HS84 類）・電気機器（HS85 類）にも自動車用エンジン（HS8407-08）など、自動車部品が多く含まれている。これらの品目での AIFTA によるタイ側の自由化は限定的であり、現状からの改善はあまり期待できない。

タイの 2008 年の対印輸入上位 20 品目（HS6 桁水準）をみると、AIFTA による関税撤廃品目が 13 品目含まれているが、そのうち 9 品目はすでに無税である（EH 措置対象品目含む）。また、4 品目が関税引き下げのない品目（例外品目及び ST-2b）、3 品目がセンシティブ・トラック品目に指定されている（図表 36）。以上のことから、対タイ貿易において、インドが AIFTA から得られる関税上のメリットはさほど大きくないとみられる。

図表 36：タイの対印輸入上位 20 品目（2008 年）

HS番号	品名	輸入金額	シェア	基準税率	譲許区分
710239	ダイヤモンド(非工業用)	361,402	13.8%	0%	NT-1
230400	大豆油かす	231,077	8.8%	4%	EL
851712	携帯電話	185,527	7.1%	0%	NT-1
740311	精製銅	170,909	6.5%	1%	NT-2
271011	軽質油	95,230	3.6%	10%*	NT-2
720110	非合金銑鉄	80,951	3.1%	0%	NT-1
720711	鉄等半製品	70,214	2.7%	0%	NT-1★
520100	綿	63,991	2.5%	0%	NT-1
720712	その他鉄等半製品	62,297	2.4%	0%	NT-1
710399	その他貴石	39,538	1.5%	0%	NT-1
230649	菜種油かす	37,479	1.4%	9%	ST-1
870840	ギヤボックス	33,623	1.3%	30%	NT-1**★
300490	その他医薬品	31,940	1.2%	10%	ST-1
290124	イソプレン等	30,392	1.2%	0%	NT-1
841480	その他ポンプ	27,195	1.0%	10%	EL
740811	銅線	25,349	1.0%	5%	NT-1
381700	混合アルキルベンゼン等	24,919	1.0%	5%	ST-2b
151530	ひまし油	23,988	0.9%	27%	ST-1
294110	ペニシリン	23,124	0.9%	5%	NT-1
030374	さば	21,800	0.8%	5%	EL

(注) 図表 33に同じ。*は一部品目が従量税、**は部分品はEL。HS2007 による。

(資料) 図表 33に同じ

おわりに

長らくその締結が待望されていた AIFTA であるが、その内容は多くの例外品目、厳しい原産地規則など、日本企業を含む ASEAN・インドで事業展開する企業の期待通りには必ずしもなっていない。本稿で検討したインド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイのケースでは、関税を完全撤廃したシンガポールを除き、いずれの国も農水産物に加え、繊維・衣類、自動車等で多くの品目を例外品目や高度センシティブ・リスト品目に指定していた。また、マレーシア、インドネシア、タイの ASEAN 側 3 か国は鉄鋼・同製品においても多くの品目を自由化の例外としていた。ASEAN 諸国からの対印輸出額が大きい石油やパーム油が例外品目や特別品目に指定されたことと合わせ、これらの品目で自由化が限定的にとどまったことは、AIFTA の効果を大きく減殺することになるとみられる。

しかし、AIFTA によってインドと ASEAN5 か国の間では、関税品目数の 8 割の品目につき協定発効後 7 年間で関税が撤廃されることが約束されたことは特筆に値する。この自由化水準は、インドにとってはかなり高いものであり、8 年間で 7 割超の関税撤廃を約束した韓印 CEPA の水準を上回っている。それが ASEAN との間で実現される意義は大きい。特に、ASEAN に事業を展開している日本企業にとっては、ASEAN 拠点からのインド市場進出、インド・ASEAN 諸国間での分業体制の見直し・事業再編の契機となりうるものとして、その活用を検討するに値するものと言えるだろう。

上記の通り、インド・ASEAN 間貿易に与える影響を全体としてみると、AIFTA の関税面における経済的効果は一定程度期待できるものの、それを大きく減殺する要素が含まれている。ただし、品目によっては関税が大きく引き下げられるものもあり、当該品目を扱う企業には大きなメリットが生じるものとみられる。AIFTA の活用を検討する企業は、原産地規則や二国間協定との比較も含め、自社の事業活動に AIFTA がどのような影響を与えるか、国ごと、品目ごとに、個別具体的に検討する必要がある。

付表：インドと ASEAN 及び ASEAN4 か国の対相手国（地域）・世界貿易（2007 年）

【インド】

	RCA	対世界輸出		対ASEAN輸出		対馬輸出		対尼輸出		対タイ輸出	
		金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア
総計		145,898		13,824		1,850		1,878		1,673	
鉱物性燃料(27)	0.3230	23,622	16.2%	3,927	28.4%	161	8.7%	227	12.1%	184	11.0%
貴金属類(71)	5.1128	19,101	13.1%	606	4.4%	23	1.2%	0	0.0%	383	22.9%
有機化学品(29)	0.8151	6,516	4.5%	896	6.5%	114	6.2%	387	20.6%	119	7.1%
一般機械(84)	-0.6941	6,116	4.2%	561	4.1%	109	5.9%	60	3.2%	96	5.7%
鉄鋼(72)	0.3734	5,983	4.1%	610	4.4%	98	5.3%	223	11.9%	125	7.5%
鉱石等(26)	3.8663	5,858	4.0%	19	0.1%	5	0.3%	1	0.1%	0	0.0%
衣類(62)	1.9083	5,244	3.6%	74	0.5%	32	1.8%	2	0.1%	3	0.2%
電気機器(85)	-0.7480	4,705	3.2%	445	3.2%	62	3.4%	28	1.5%	22	1.3%
鉄鋼製品(73)	0.6291	4,456	3.1%	177	1.3%	56	3.0%	16	0.8%	12	0.7%
綿・綿織物(52)	7.3366	4,409	3.0%	281	2.0%	32	1.7%	90	4.8%	66	3.9%
衣類(61)	1.2927	4,129	2.8%	28	0.2%	5	0.3%	0	0.0%	2	0.1%
自動車等(87)	-0.6884	4,078	2.8%	186	1.3%	7	0.4%	44	2.3%	51	3.0%
医療品(30)	0.0067	3,834	2.6%	233	1.7%	17	0.9%	9	0.5%	26	1.6%
銅(74)	0.8569	2,901	2.0%	675	4.9%	230	12.4%	55	2.9%	178	10.7%
穀物(10)	2.4758	2,771	1.9%	230	1.7%	184	9.9%	9	0.5%	1	0.1%
プラスチック(39)	-0.4321	2,690	1.8%	207	1.5%	12	0.7%	30	1.6%	25	1.5%
紡織用繊維製品(63)	4.2601	2,330	1.6%	16	0.1%	10	0.5%	1	0.1%	1	0.0%
食物残留物(23)	2.7093	1,619	1.1%	776	5.6%	20	1.1%	158	8.4%	117	7.0%
水産物(03)	1.2300	1,555	1.1%	89	0.6%	19	1.0%	2	0.1%	27	1.6%
履物(64)	0.5905	1,412	1.0%	14	0.1%	3	0.2%	1	0.0%	7	0.4%

【ASEAN】

	RCA	対世界輸出		対印輸出	
		金額	シェア	金額	シェア
総計		842,202		24,097	
電気機器(85)	1.0303	218,798	26.0%	3,212	13.3%
一般機械(84)	0.1357	131,069	15.6%	4,355	18.1%
鉱物性燃料(27)	0.1058	113,976	13.5%	5,094	21.1%
プラスチック(39)	-0.1111	24,305	2.9%	804	3.3%
ゴム(40)	1.9061	24,164	2.9%	322	1.3%
有機化学品(29)	0.0958	22,708	2.7%	1,236	5.1%
動植物性油脂(15)	6.2315	22,602	2.7%	2,598	10.8%
自動車等(87)	-0.7095	21,948	2.6%	285	1.2%
光学機器(90)	-0.3455	15,908	1.9%	398	1.7%
貴金属類(71)	-0.3102	12,443	1.5%	259	1.1%
衣類(62)	0.0678	11,114	1.3%	9	0.0%
衣類(61)	0.0145	10,548	1.3%	10	0.0%
木材製品(44)	0.4037	10,481	1.2%	300	1.2%
鉄鋼(72)	-0.6123	9,749	1.2%	957	4.0%
鉄鋼製品(73)	-0.4163	9,216	1.1%	241	1.0%
家具等(94)	-0.1072	9,088	1.1%	142	0.6%
水産物(03)	1.1509	8,660	1.0%	3	0.0%
銅(74)	-0.0805	8,293	1.0%	120	0.5%
履物(64)	0.3871	7,108	0.8%	23	0.1%
各種化学工業生産品(38)	-0.1009	6,930	0.8%	381	1.6%

【シンガポール】

	RCA	対世界輸出		対印輸出	
		金額	シェア	金額	シェア
総計		299,297		9,993	
電気機器(85)	1.8343	108,547	36.3%	2,180	21.8%
一般機械(84)	0.2698	52,077	17.4%	2,968	29.7%
鉱物性燃料(27)	0.1286	41,341	13.8%	1,553	15.5%
有機化学品(29)	0.8984	13,980	4.7%	763	7.6%
プラスチック(39)	-0.1350	8,405	2.8%	323	3.2%
光学機器(90)	-0.1603	7,253	2.4%	330	3.3%
医療品(30)	-0.3115	5,379	1.8%	10	0.1%
自動車等(87)	-0.8717	3,464	1.2%	81	0.8%
貴金属類(71)	-0.4842	3,306	1.1%	165	1.6%
航空機(88)	-0.2590	3,109	1.0%	114	1.1%
各種化学工業生産品(38)	-0.0067	2,721	0.9%	110	1.1%
鉄鋼製品(73)	-0.5293	2,641	0.9%	91	0.9%
鉄鋼(72)	-0.7695	2,060	0.7%	119	1.2%
精油等(33)	0.1648	2,026	0.7%	37	0.4%
アルミニウム(76)	-0.5747	1,478	0.5%	53	0.5%
アルコール等(22)	-0.2603	1,352	0.5%	4	0.0%
衣類(61)	-0.6665	1,232	0.4%	3	0.0%
銅(74)	-0.6223	1,211	0.4%	20	0.2%
ゴム(40)	-0.5976	1,189	0.4%	20	0.2%
染料等(32)	-0.1766	1,179	0.4%	77	0.8%

【マレーシア】

	RCA	対世界輸出		対印輸出	
		金額	シェア	金額	シェア
総計		176,206		5,883	
電気機器(85)	1.2861	51,544	29.3%	486	8.3%
一般機械(84)	0.3684	33,040	18.8%	822	14.0%
鉱物性燃料(27)	0.1642	25,106	14.2%	2,632	44.7%
動植物性油脂(15)	15.4909	10,784	6.1%	272	4.6%
ゴム(40)	2.0070	5,231	3.0%	20	0.3%
プラスチック(39)	-0.0894	5,209	3.0%	104	1.8%
木材製品(44)	1.9865	4,665	2.6%	262	4.5%
光学機器(90)	-0.1906	4,116	2.3%	43	0.7%
有機化学品(29)	-0.2706	3,162	1.8%	310	5.3%
家具等(94)	0.2476	2,657	1.5%	86	1.5%
各種化学工業生産品(38)	0.6289	2,627	1.5%	116	2.0%
鉄鋼(72)	-0.5679	2,274	1.3%	194	3.3%
鉄鋼製品(73)	-0.3385	2,185	1.2%	67	1.1%
貴金属類(71)	-0.4290	2,155	1.2%	1	0.0%
銅(74)	-0.2282	1,456	0.8%	61	1.0%
自動車等(87)	-0.9269	1,162	0.7%	9	0.2%
アルミニウム(76)	-0.4702	1,084	0.6%	13	0.2%
衣類(61)	-0.5991	872	0.5%	1	0.0%
航空機(88)	-0.6567	848	0.5%	6	0.1%
ココア調製品(18)	1.1871	755	0.4%	11	0.2%

【インドネシア】

	RCA	対世界輸出		対印輸出	
		金額	シェア	金額	シェア
総計		114,101		4,944	
鉱物性燃料(27)	1.0781	29,211	25.6%	864	17.5%
動植物性油脂(15)	18.6078	10,227	9.0%	2,290	46.3%
電気機器(85)	-0.4794	7,596	6.7%	29	0.6%
ゴム(40)	4.3477	6,249	5.5%	109	2.2%
鉱石等(26)	4.1505	5,104	4.5%	538	10.9%
一般機械(84)	-0.6968	4,670	4.1%	84	1.7%
紙製品(48)	1.3575	3,328	2.9%	59	1.2%
衣類(62)	1.3237	3,314	2.9%	1	0.0%
木材製品(44)	2.0281	3,128	2.7%	4	0.1%
銅(74)	1.2140	2,732	2.4%	3	0.1%
有機化学品(29)	-0.0839	2,565	2.2%	101	2.0%
ニッケル(75)	5.4545	2,356	2.1%	0	0.0%
衣類(61)	0.6381	2,316	2.0%	1	0.0%
自動車等(87)	-0.7916	2,111	1.9%	18	0.4%
家具等(94)	0.4447	1,995	1.7%	4	0.1%
プラスチック(39)	-0.4818	1,906	1.7%	49	1.0%
水産物(03)	2.1020	1,723	1.5%	2	0.0%
履物(64)	1.3375	1,638	1.4%	2	0.0%
人造短繊維・織物(55)	5.1850	1,587	1.4%	13	0.3%
人造長繊維・織物(54)	2.8073	1,248	1.1%	28	0.6%

【タイ】

	RCA	対世界輸出		対印輸出	
		金額	シェア	金額	シェア
総計		153,571		2,847	
一般機械(84)	0.3754	28,943	18.8%	472	16.6%
電気機器(85)	0.3034	25,613	16.7%	359	12.6%
自動車等(87)	-0.0693	12,821	8.3%	147	5.1%
ゴム(40)	5.3299	9,597	6.2%	162	5.7%
プラスチック(39)	0.5143	7,550	4.9%	324	11.4%
鉱物性燃料(27)	-0.6360	6,841	4.5%	16	0.6%
貴金属類(71)	0.6357	5,380	3.5%	94	3.3%
肉・魚等調製品(16)	10.5313	4,363	2.8%	0	0.0%
穀物(10)	3.2811	3,592	2.3%	0	0.0%
鉄鋼(72)	-0.2372	3,498	2.3%	519	18.2%
有機化学品(29)	-0.2682	2,765	1.8%	59	2.1%
光学機器(90)	-0.4183	2,578	1.7%	14	0.5%
鉄鋼製品(73)	-0.1425	2,469	1.6%	49	1.7%
水産物(03)	2.3072	2,428	1.6%	0	0.0%
衣類(61)	0.0691	2,027	1.3%	5	0.2%
航空機(88)	-0.2047	1,712	1.1%	0	0.0%
野菜等調製品(20)	1.7897	1,445	0.9%	3	0.1%
家具等(94)	-0.2375	1,415	0.9%	22	0.8%
糖類(17)	3.2726	1,404	0.9%	2	0.1%
銅(74)	-0.1607	1,380	0.9%	36	1.3%

(注1) 対世界輸出上位20品目(HS2桁水準)を抽出。ただし、インドはHS2002、ASEAN及びインドネシアはHS1996による。ASEANはブルネイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーを除く。金額の単位は百万ドル。

(注2) RCAは顕示比較優位指数。RCAは、「ある国のある財の輸出について世界平均対比での比較優位の度合いを計測する指標」であり、RCA>0の場合、その国はその財に関して世界の平均的輸出シェア(X_{ij}/X_w)以上のシェアを持つことから、該当する財の輸出に関して比較優位があると考えられる〔磯貝・森下・ルッファー(2002)〕。RCAは以下の式で求められる。

$$RCA_{ij} = \left[\frac{X_{ij} / X_j}{X_{iw} / X_w} - 1 \right]$$

X_{ij} : j国のi財の輸出 X_j : j国の総輸出

X_{iw} : 世界のi財の輸出 X_w : 世界の総輸出

(資料) UNComtrade よりみずほ総合研究所作成

【参考文献】

- 磯貝孝・森下浩文・ラスムス・ルッファー（2002）「東アジアの貿易を巡る分析－比較優位構造の変化、域内外貿易フローの相互依存関係－」、International Department Working Paper Series 02-J-1、日本銀行国際局
- 椎野幸平（2009）『インド経済の基礎知識』第2版、ジェトロ、2009年6月
- 菅原淳一（2007）「インドとASEAN諸国のFTA－インドのFTA締結状況と我が国企業による活用－」、『みずほレポート』2007年6月25日
- （2009a）「高まる保護主義的措置の広がりへの懸念・2～保護主義をいかに抑止するか～」、『みずほ政策インサイト』2009年4月28日
- （2009b）「韓国・インド包括的経済連携協定（CEPA）～対印輸出の視点から～」、『みずほ政策インサイト』2009年8月14日